第６章　子ども・子育て支援事業の整備

１ 子ども・子育て支援新制度の概要

平成27年から施行された「子ども・子育て支援新制度」は「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。令和元年５月に改正された「子ども・子育て支援法」により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

（1）子ども・子育て支援給付

① 子どものための現金給付
② 妊婦のための支援給付【令和7年4月1日施行】
③ 子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

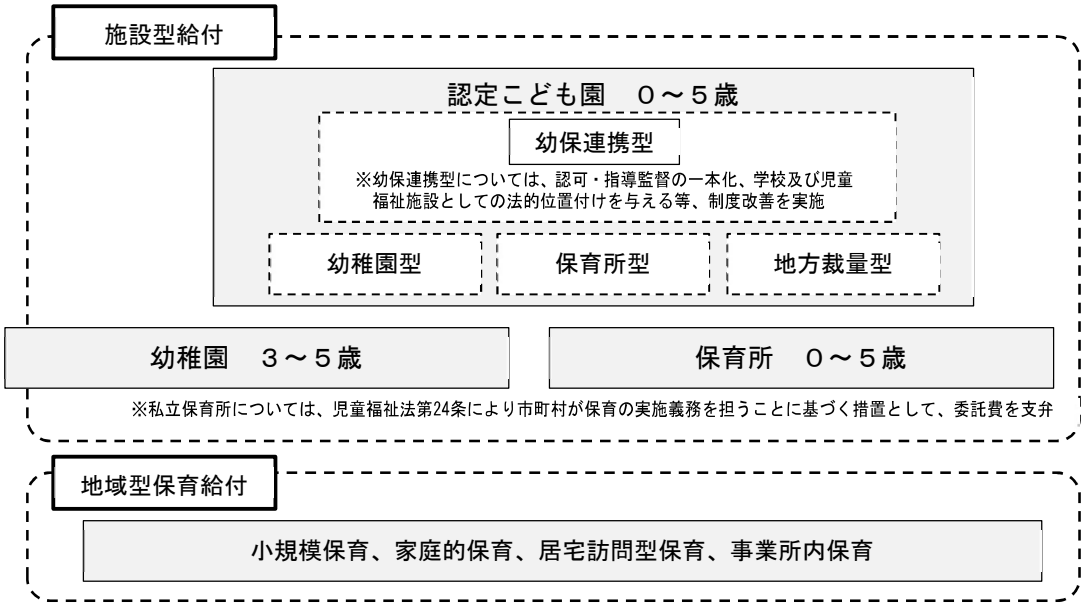

■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

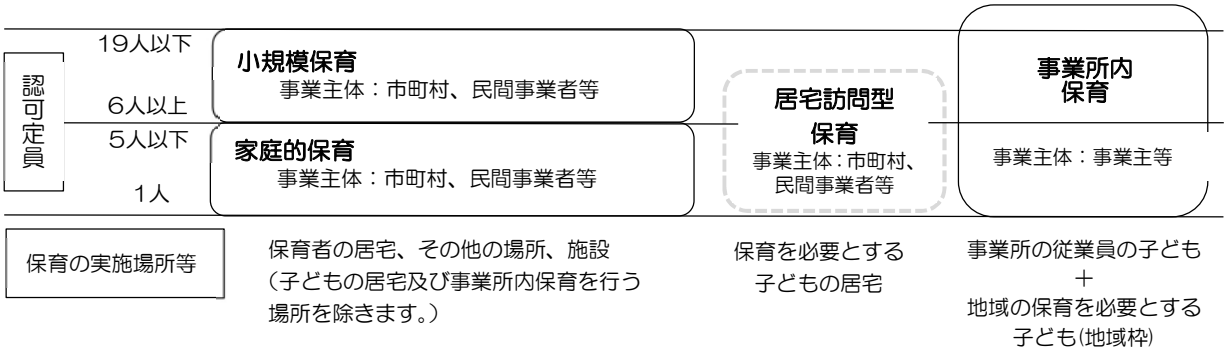

④ 子育てのための施設等利用給付（市町村主体）

【幼稚園〈私学助成〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法」の改正により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

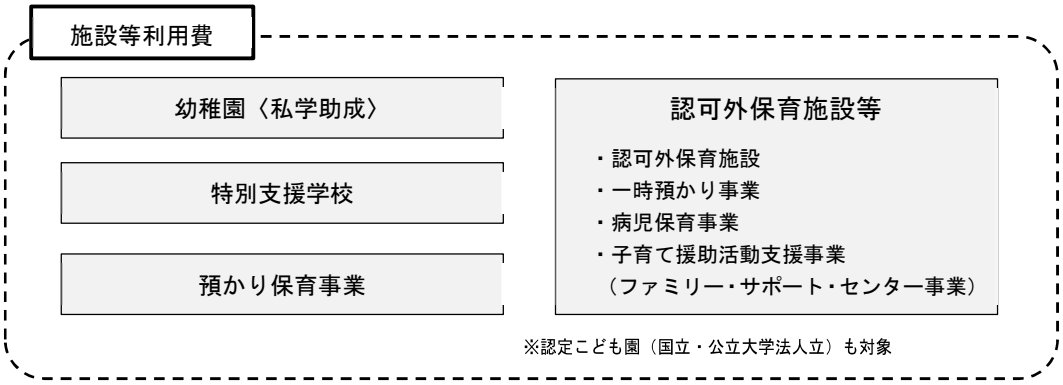

資料：こども家庭庁

⑤ 乳児等のための支援給付【令和8年4月1日施行】（市町村主体）

（2）その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

① 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で次の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査事業
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
⑥子育て短期支援事業
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑫実費徴収に係る補足給付事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑭産後ケア事業
⑮乳児等通園支援事業（令和7年度のみ）

② 仕事･子育て両立支援事業（国主体）

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども･子育て支援法」の改正により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業として「仕事･子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

（3）子どもの認定区分

子ども･子育て支援給付のうち、子どものための教育･保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育･保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
１号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、２号認定子ども以外のもの（第19条第１号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第２号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
３号認定子ども	満３歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第３号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※支給要件（ ）内は子ども･子育て支援法における条項

資料：こども家庭庁

保育の必要性の認定（2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事　　由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区　　分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （通常開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （本市では、下限時間を64時間に設定）

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新１号認定子ども	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの（第30条の４第１号）	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定子ども	満３歳に達する日以後最初の３月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第30条の４第２号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
新３号認定子ども	満３歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの（第30条の４第３号）	

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における条項
資料：こども家庭庁

（4）幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法」の改正により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月１日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】

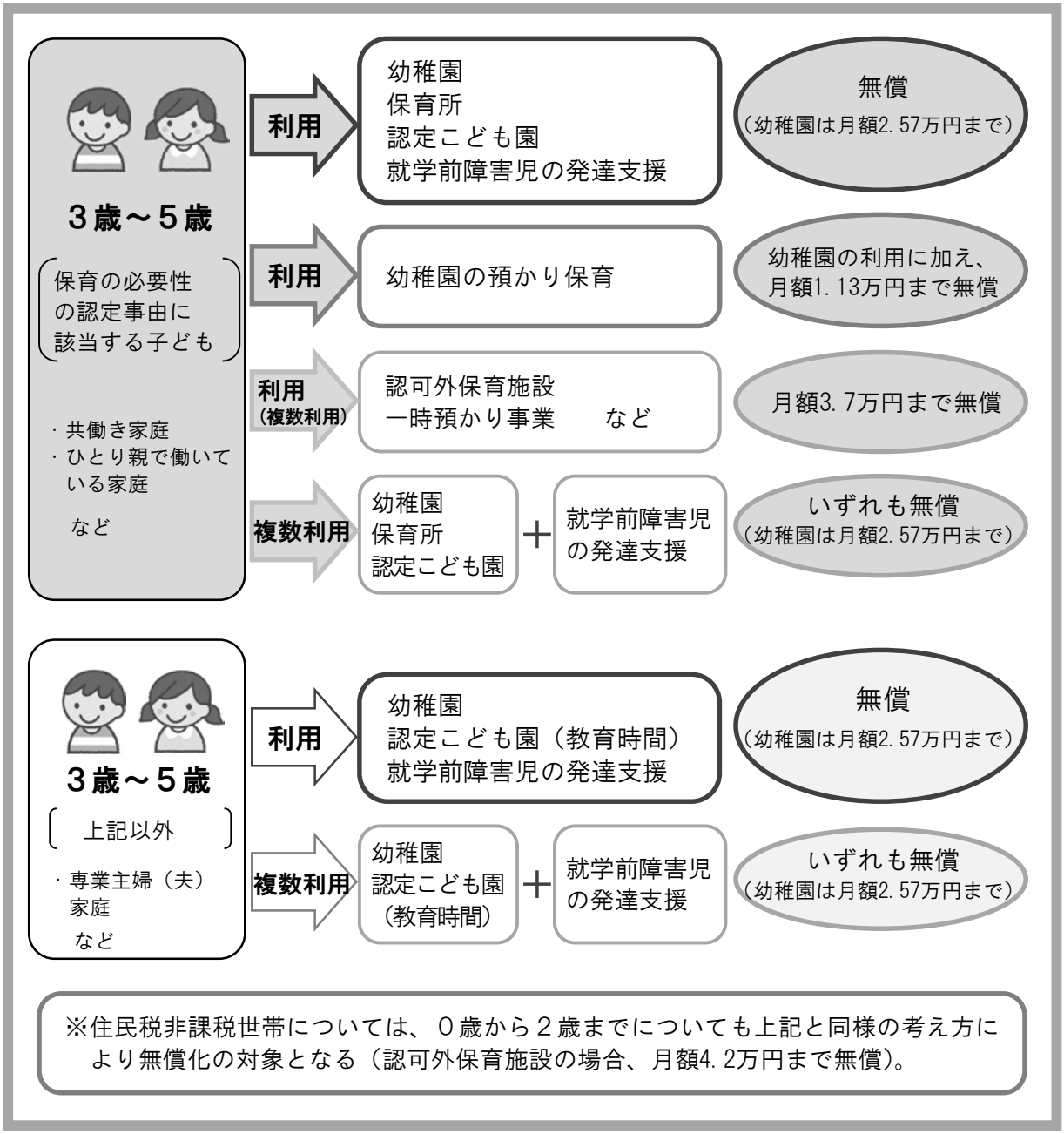

注１：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要

注２：認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする５年間の猶予期間を設ける。

注３：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象

資料：こども家庭庁

2 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の見込量

市町村子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定により、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めることとなっています。

令和6年4月の「児童福祉法」の改正により、児童発達支援センターの役割・機能強化等が規定されるとともに、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに地域子ども・子育て支援事業として創設されました。

また、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設され、「産後ケア事業」とともに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

（1）見込量算出の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果を基に、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版ver.2）」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順

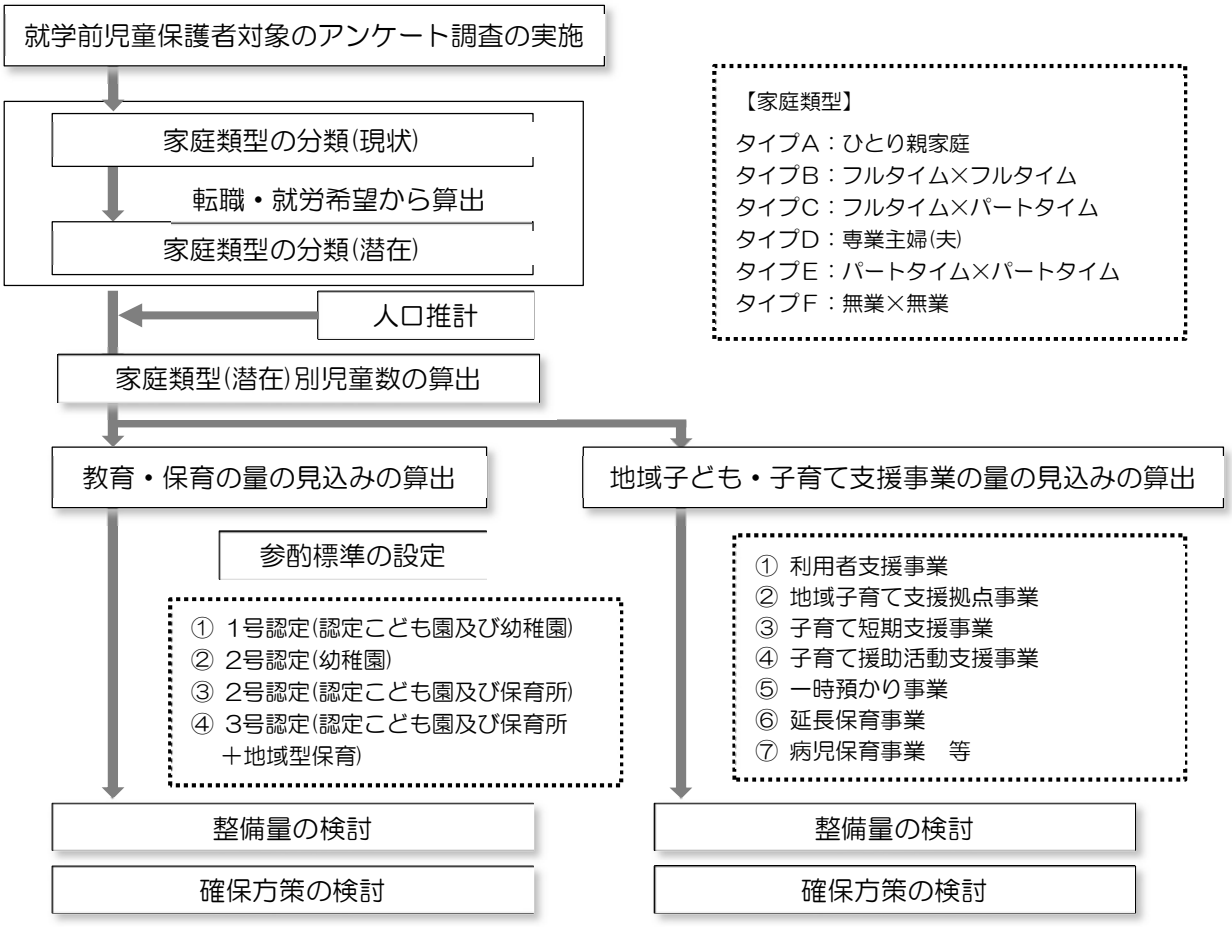

（2）就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は、平成３１年から令和6年の各４月１日時点の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。

図　就学前人口の将来推計【市】

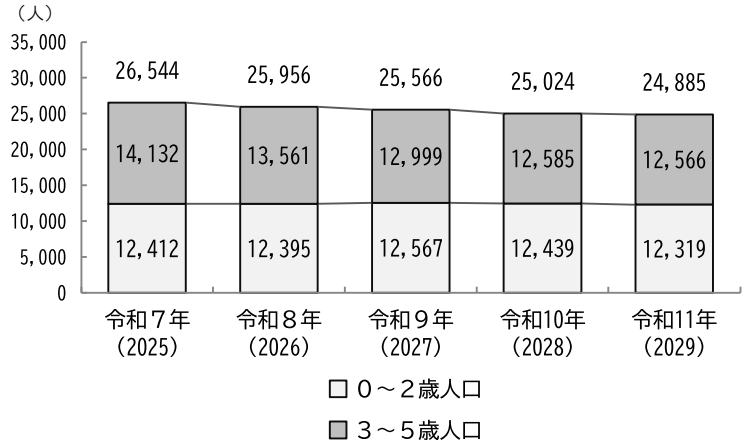

【緑区1（橋本・大沢地区）】

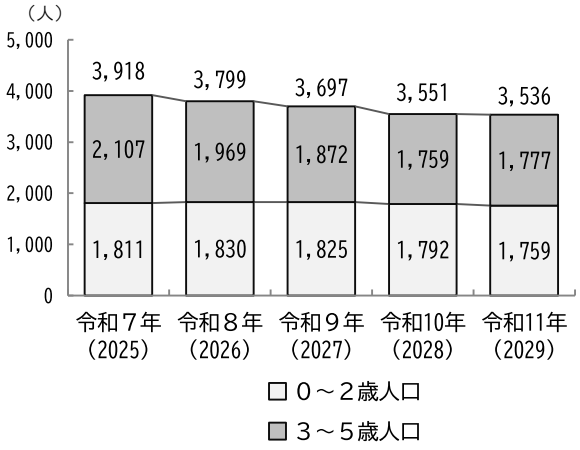

【緑区2（津久井地域）】

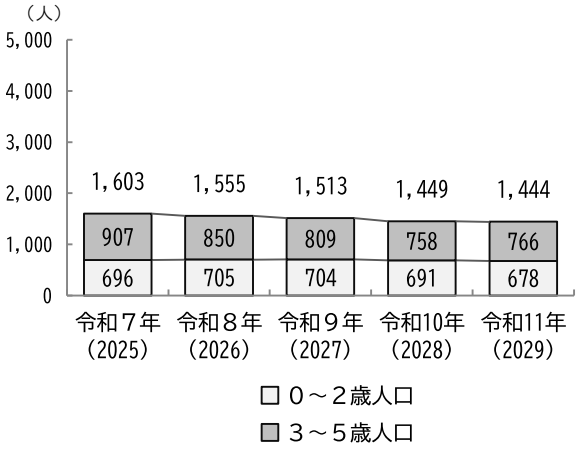

【中央区】

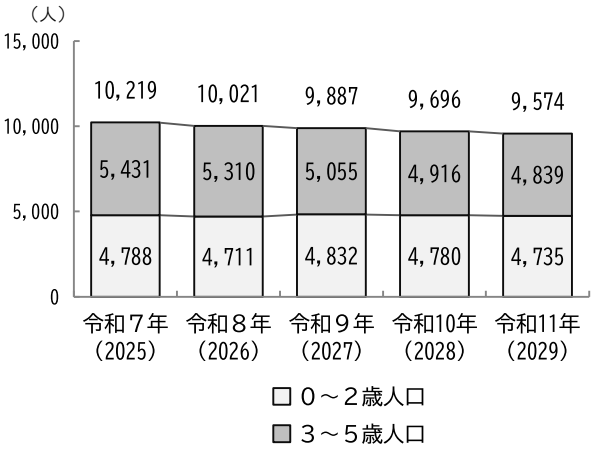

【南区】

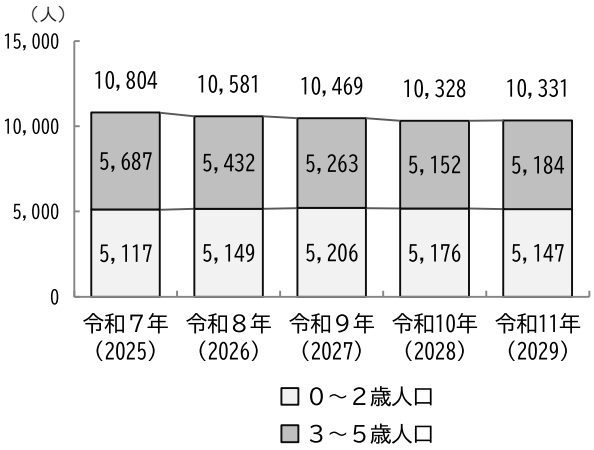

3 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所等利用待機児童数は、令和6年4月1日現在、7人となっています。

(1)保育所等利用児童数

単位:か所、人

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	56	159	511	662	631	621	654	3,238
中央区	73	269	843	974	996	1,059	1,113	5,254
南区	79	348	858	983	997	1,058	1,036	5,280
市全域	208	776	2,212	2,619	2,624	2,738	2,803	13,772

※令和6年4月1日現在

(2)保育所等利用待機児童数

単位:人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	0	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	0
南区	0	7	0	0	0	0	7
市全域	0	7	0	0	0	0	7

※令和6年4月1日現在

(3)私立幼稚園及び公立幼稚園の入園児童数

単位:か所、人

	私立		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	2	451	0	0	2	451
中央区	6	812	0	0	6	812
南区	9	918	0	0	9	918
市全域	17	2,181	0	0	17	2,181

※令和6年5月1日現在

（4）児童クラブ入所児童数

単位：か所、人

	民間		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	12	372	22	1,488	34	1,860
中央区	27	843	21	1,973	48	2,816
南区	20	450	25	2,505	45	2,955
市全域	59	1,665	68	5,966	127	7,631

※令和6年5月1日現在

4 教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに設定します。

原則は、市全域又は行政区である3区域（緑区・中央区・南区）としますが、教育・保育については、津久井地域の状況を考慮する必要があるため、緑区を橋本・大沢地区と津久井地域に分け、4区域とします。

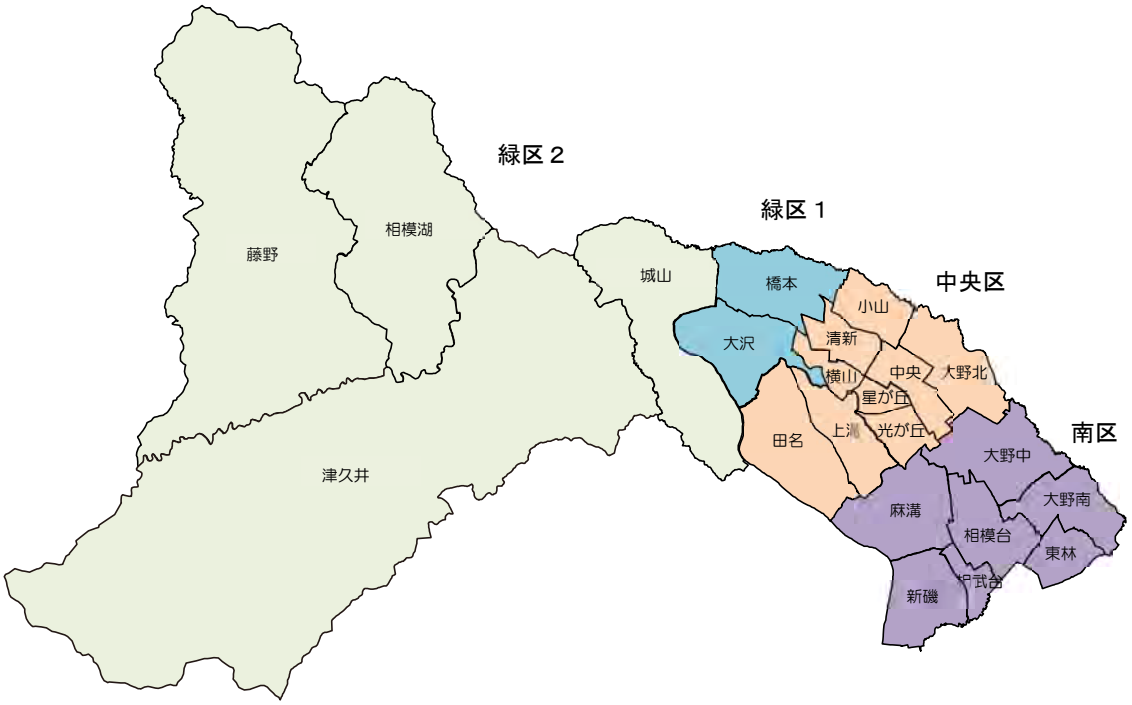

・区域【緑区１（橋本・大沢地区）、緑区２（津久井地域）、中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業		対象区域
教育・保育等の提供区域		
①教育・保育		4区域
②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和8年度から		市全域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域		
①利用者支援事業	特定型（保育専門相談事業）	3区域
	こども家庭センター型 （利用者支援事業（こども家庭センター型））	3区域
	妊婦等包括相談支援事業型 （妊婦等包括相談支援事業）	市全域
②地域子育て支援拠点事業		市全域
③妊婦健康診査事業		市全域
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		市全域
⑤養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 【養育支援訪問事業】【子育て世帯訪問支援事業】【児童育成支援拠点事業】 【親子関係形成支援事業】【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】		市全域
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		市全域
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		市全域
⑧一時預かり事業	幼稚園在園児対象の預かり保育	3区域
	預かり保育以外	市全域
⑨延長保育事業		3区域
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		市全域
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		市全域
⑫実費徴収に係る補足給付事業		市全域
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援】【新規施設等への巡回支援等事業】		市全域
⑭産後ケア事業		市全域
⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和7年度のみ		市全域

5 各年度における教育・保育等必要量の見込みと確保方策

（1）教育・保育

① 市全域

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容						B計	B－A
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	地方単独保育施策	幼稚園における預かり保育	企業主導型保育		
令和7年度	1号認定		4,941	6,899	880					7,779	2,838
	2号認定	学校教育を希望	990	8,925			366	990	32	10,313	1,426
		上記以外	7,897								
	3号認定	0歳児	942	1,144		165	124		28	1,461	519
		1・2歳児	4,681	4,352		541	311	0	59	5,263	582
	計		19,451	21,320	880	706	801	990	119	24,816	5,365
令和8年度	1号認定		4,545	6,899	880					7,779	3,234
	2号認定	学校教育を希望	977	8,958			366	977	32	10,333	1,466
		上記以外	7,890								
	3号認定	0歳児	936	1,149		165	124		28	1,466	530
		1・2歳児	4,790	4,374		541	311	0	59	5,285	495
	計		19,138	21,380	880	706	801	977	119	24,863	5,725
令和9年度	1号認定		4,266	6,899	880					7,779	3,513
	2号認定	学校教育を希望	967	8,991			366	967	32	10,356	1,661
		上記以外	7,728								
	3号認定	0歳児	933	1,154		165	124		28	1,471	538
		1・2歳児	5,001	4,396		541	311	0	59	5,307	306
	計		18,895	21,440	880	706	801	967	119	24,913	6,018
令和10年度	1号認定		4,007	6,899	880					7,779	3,772
	2号認定	学校教育を希望	966	9,024			366	966	32	10,388	1,835
		上記以外	7,587								
	3号認定	0歳児	930	1,164		165	124		28	1,481	551
		1・2歳児	5,036	4,428		541	311	0	59	5,339	303
	計		18,526	21,515	880	706	801	966	119	24,987	6,461
令和11年度	1号認定		3,887	6,719	880					7,599	3,712
	2号認定	学校教育を希望	1,002	9,124			366	1,002	32	10,524	1,811
		上記以外	7,711								
	3号認定	0歳児	928	1,181		165	124		28	1,498	570
		1・2歳児	5,068	4,506		541	311	0	59	5,417	349
	計		18,596	21,530	880	706	801	1,002	119	25,038	6,442

【確保の内容】

■ 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。

■ 2･3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的･量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年　度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
設置数	43	45	46	47	48

【保育利用率】

今後も保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年　度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０～２歳推計児童数	12,412	12,395	12,567	12,439	12,319
３号認定子どもの量の見込み	5,623	5,726	5,934	5,966	5,996
保育利用率	45.3%	46.2%	47.2%	48.0%	48.7%

② 緑区（全域）

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容						B計	B－A
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	地方単独保育施策	幼稚園における預かり保育	企業主導型保育		
令和7年度	１号認定		1,252	2,046	0					2,046	794
	２号認定	学校教育を希望	285	2,230			76	285	5	2,596	492
		上記以外	1,819								
	３号認定	０歳児	187	284		26	35		5	350	163
		１・２歳児	1,094	1,161		96	69	0	10	1,336	242
	計		4,637	5,721	0	122	180	285	20	6,328	1,691
令和8年度	１号認定		1,132	2,046	0					2,046	914
	２号認定	学校教育を希望	286	2,230			76	286	5	2,597	392
		上記以外	1,919								
	３号認定	０歳児	186	284		26	35		5	350	164
		１・２歳児	1,168	1,161		96	69	0	10	1,336	168
	計		4,691	5,721	0	122	180	286	20	6,329	1,638
令和9年度	１号認定		1,042	2,046	0					2,046	1,004
	２号認定	学校教育を希望	292	2,230			76	292	5	2,603	399
		上記以外	1,912								
	３号認定	０歳児	185	284		26	35		5	350	165
		１・２歳児	1,218	1,161		96	69	0	10	1,336	118
	計		4,649	5,721	0	122	180	292	20	6,335	1,686
令和10年度	１号認定		941	2,046	0					2,046	1,105
	２号認定	学校教育を希望	296	2,263			76	296	5	2,640	500
		上記以外	1,844								
	３号認定	０歳児	184	289		26	35		5	355	171
		１・２歳児	1,246	1,183		96	69	0	10	1,358	112
	計		4,511	5,781	0	122	180	296	20	6,399	1,888
令和11年度	１号認定		906	2,046	0					2,046	1,140
	２号認定	学校教育を希望	323	2,263			76	323	5	2,667	415
		上記以外	1,929								
	３号認定	０歳児	182	296		26	35		5	362	180
		１・２歳児	1,272	1,219		96	69	0	10	1,386	114
	計		4,612	5,816	0	122	180	323	20	6,461	1,849

【確保の内容】

■ １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。

■ ２･３号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的･量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

②-1 緑区1（橋本・大沢地区）

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容						B計	B－A
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	地方単独保育施策	幼稚園における預かり保育	企業主導型保育		
令和7年度	1号認定		982	1,639	0					1,639	657
	2号認定	学校教育を希望	248	1,691			50	248	2	1,991	302
		上記以外	1,441								
	3号認定	0歳児	165	249		22	28		4	303	138
		1・2歳児	924	922		82	56	0	8	1,068	144
	計		3,760	4,501	0	104	134	248	14	5,001	1,241
令和8年度	1号認定		888	1,639	0					1,639	751
	2号認定	学校教育を希望	253	1,691			50	253	2	1,996	222
		上記以外	1,521								
	3号認定	0歳児	164	249		22	28		4	303	139
		1・2歳児	987	922		82	56	0	8	1,068	81
	計		3,813	4,501	0	104	134	253	14	5,006	1,193
令和9年度	1号認定		818	1,639	0					1,639	821
	2号認定	学校教育を希望	263	1,691			50	263	2	2,006	229
		上記以外	1,514								
	3号認定	0歳児	163	249		22	28		4	303	140
		1・2歳児	1,028	922		82	56	0	8	1,068	40
	計		3,786	4,501	0	104	134	263	14	5,016	1,230
令和10年度	1号認定		739	1,639	0					1,639	900
	2号認定	学校教育を希望	270	1,724			50	270	2	2,046	314
		上記以外	1,462								
	3号認定	0歳児	162	254		22	28		4	308	146
		1・2歳児	1,052	944		82	56	0	8	1,090	38
	計		3,685	4,561	0	104	134	270	14	5,083	1,398
令和11年度	1号認定		712	1,639	0					1,639	927
	2号認定	学校教育を希望	298	1,724			50	298	2	2,074	247
		上記以外	1,529								
	3号認定	0歳児	160	261		22	28		4	315	155
		1・2歳児	1,074	972		82	56	0	8	1,118	44
	計		3,773	4,596	0	104	134	298	14	5,146	1,373

【確保の内容】

■ 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。

■ 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

②-2 緑区２（津久井地域）

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容						B計	B－A
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	地方単独保育施策	幼稚園における預かり保育	企業主導型保育		
令和7年度	１号認定		270	407	0					407	137
	２号認定	学校教育を希望	37	539			26	37	3	605	190
		上記以外	378								
	３号認定	０歳児	22	35		4	7		1	47	25
		１・２歳児	170	239		14	13	0	2	268	98
	計		877	1,220	0	18	46	37	6	1,327	450
令和8年度	１号認定		244	407	0					407	163
	２号認定	学校教育を希望	33	539			26	33	3	601	170
		上記以外	398								
	３号認定	０歳児	22	35		4	7		1	47	25
		１・２歳児	181	239		14	13	0	2	268	87
	計		878	1,220	0	18	46	33	6	1,323	445
令和9年度	１号認定		224	407	0					407	183
	２号認定	学校教育を希望	29	539			26	29	3	597	170
		上記以外	398								
	３号認定	０歳児	22	35		4	7		1	47	25
		１・２歳児	190	239		14	13	0	2	268	78
	計		863	1,220	0	18	46	29	6	1,319	456
令和10年度	１号認定		202	407	0					407	205
	２号認定	学校教育を希望	26	539			26	26	3	594	186
		上記以外	382								
	３号認定	０歳児	22	35		4	7		1	47	25
		１・２歳児	194	239		14	13	0	2	268	74
	計		826	1,220	0	18	46	26	6	1,316	490
令和11年度	１号認定		194	407	0					407	213
	２号認定	学校教育を希望	25	539			26	25	3	593	168
		上記以外	400								
	３号認定	０歳児	22	35		4	7		1	47	25
		１・２歳児	198	239		14	13	0	2	268	70
	計		839	1,220	0	18	46	25	6	1,315	476

【確保の内容】

- １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- ２･３号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

③ 中央区

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容						B計	B－A
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	地方単独保育施策	幼稚園における預かり保育	企業主導型保育		
令和7年度	1号認定		1,607	2,211	720					2,931	1,324
	2号認定	学校教育を希望	304	3,431			119	304	27	3,881	571
		上記以外	3,006								
	3号認定	0歳児	317	414		52	31		18	515	198
		1・2歳児	1,694	1,599		188	92	0	38	1,917	223
	計		6,928	7,655	720	240	242	304	83	9,244	2,316
令和8年度	1号認定		1,451	2,211	720					2,931	1,480
	2号認定	学校教育を希望	315	3,431			119	315	27	3,892	595
		上記以外	2,982								
	3号認定	0歳児	303	414		52	31		18	515	212
		1・2歳児	1,676	1,599		188	92	0	38	1,917	241
	計		6,727	7,655	720	240	242	315	83	9,255	2,528
令和9年度	1号認定		1,322	2,211	720					2,931	1,609
	2号認定	学校教育を希望	317	3,431			119	317	27	3,894	703
		上記以外	2,874								
	3号認定	0歳児	290	414		52	31		18	515	225
		1・2歳児	1,772	1,599		188	92	0	38	1,917	145
	計		6,575	7,655	720	240	242	317	83	9,257	2,682
令和10年度	1号認定		1,209	2,211	720					2,931	1,722
	2号認定	学校教育を希望	326	3,431			119	326	27	3,903	756
		上記以外	2,821								
	3号認定	0歳児	277	414		52	31		18	515	238
		1・2歳児	1,769	1,599		188	92	0	38	1,917	148
	計		6,402	7,655	720	240	242	326	83	9,266	2,864
令和11年度	1号認定		1,117	2,121	720					2,841	1,724
	2号認定	学校教育を希望	339	3,471			119	339	27	3,956	811
		上記以外	2,806								
	3号認定	0歳児	266	419		52	31		18	520	254
		1・2歳児	1,765	1,624		188	92	0	38	1,942	177
	計		6,293	7,635	720	240	242	339	83	9,259	2,966

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

④ 南区

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の見込み	B確保の内容						B計	B－A
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	地方単独保育施策	幼稚園における預かり保育	企業主導型保育		
令和7年度	１号認定		2,082	2,642	160					2,802	720
	２号認定	学校教育を希望	401	3,264			171	401	0	3,836	363
		上記以外	3,072								
	３号認定	０歳児	438	446		87	58		5	596	158
		１・２歳児	1,893	1,592		257	150	0	11	2,010	117
	計		7,886	7,944	160	344	379	401	16	9,244	1,358
令和8年度	１号認定		1,962	2,642	160					2,802	840
	２号認定	学校教育を希望	376	3,297			171	376	0	3,844	479
		上記以外	2,989								
	３号認定	０歳児	447	451		87	58		5	601	154
		１・２歳児	1,946	1,614		257	150	0	11	2,032	86
	計		7,720	8,004	160	344	379	376	16	9,279	1,559
令和9年度	１号認定		1,902	2,642	160					2,802	900
	２号認定	学校教育を希望	358	3,330			171	358	0	3,859	559
		上記以外	2,942								
	３号認定	０歳児	458	451		87	58		5	601	143
		１・２歳児	2,011	1,636		257	150	0	11	2,054	43
	計		7,671	8,064	160	344	379	358	16	9,321	1,650
令和10年度	１号認定		1,857	2,642	160					2,802	945
	２号認定	学校教育を希望	344	3,330			171	344	0	3,845	579
		上記以外	2,922								
	３号認定	０歳児	469	461		87	58		5	611	142
		１・２歳児	2,021	1,646		257	150	0	11	2,064	43
	計		7,613	8,079	160	344	379	344	16	9,322	1,709
令和11年度	１号認定		1,864	2,552	160					2,712	848
	２号認定	学校教育を希望	340	3,390			171	340	0	3,901	585
		上記以外	2,976								
	３号認定	０歳児	480	466		87	58		5	616	136
		１・２歳児	2,031	1,671		257	150	0	11	2,089	58
	計		7,691	8,079	160	344	379	340	16	9,318	1,627

【確保の内容】

■ １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。

■ 2･3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的･量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない「こども」が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる、新たな給付制度が創設されます。

単位：人

区　域	項　目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳児	量の見込み	91	90	89	88	87
	確保方策	91	90	89	88	87
１歳児	量の見込み	101	105	100	95	91
	確保方策	101	105	100	95	91
２歳児	量の見込み	52	48	51	49	48
	確保方策	52	48	51	49	48
合計	量の見込み	244	243	240	232	226
	確保方策	244	243	240	232	226

※令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施する。

６ 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、本市では以下の事業を提供します。

（１）利用者支援事業

【特定型】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	保育専門相談事業
(2) 事業の概要	各区の子育て支援センターに保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、子育て家庭の個別ニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行います。
(3) 提供区域の設定	行政区の３区域とします。
(4) 確保方策の考え方（令和７～11年度）	各区の子育て支援センターに必要量に応じた保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、実施します。

② 確保提供量

単位：か所

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域（合計）	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑　区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南　区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

【こども家庭センター型】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	利用者支援事業（こども家庭センター型）
(2)事業の概要	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として専任相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の３区域とします。
(4)確保方策の考え方（令和７～11年度）	母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師との面談を実施できるように、各区の子育て支援センターに専任相談員を配置します。

② 確保提供量

単位：か所

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域（合計）	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑　区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南　区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

単位：人

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	4,200	6,567	6,486	6,416	6,344	6,278
	確保提供量	4,196	6,567	6,486	6,416	6,344	6,278
	面接率	99.9%	100%	100%	100%	100%	100%

【妊婦等包括相談支援事業型】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	妊婦等包括相談支援事業
(2)事業の概要	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施します。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	安心して子育てができるように、各区の子育て支援センターに保健師等を配置し、妊娠届出時や妊娠８か月頃、こんにちは赤ちゃん訪問等での面談を行い、妊娠期から切れ目のない支援を実施します。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	10,726	12,219	11,838	11,457	11,235	10,886
	②確保提供量	10,726	12,219	11,838	11,457	11,235	10,886
	②－①	0	0	0	0	0	0

（2）地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2)事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所（子育て広場等）を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方（令和７～11年度）	既存の施設に加え、こどもセンター等新たな実施場所を確保し、事業を実施します。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	73,237	82,204	88,130	94,430	101,059	108,160
	②確保提供量		82,204	88,130	94,430	101,059	108,160
	②－①		0	0	0	0	0
	実施箇所	28か所	29か所	30か所	31か所	32か所	33か所

（3）妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2)事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、妊婦健康診査費用補助券を交付し、厚生労働省が示している「標準的な妊婦健診の例」にならい、妊婦健康診査を実施します。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	妊娠届出書提出時から出産の日までを対象期間とし、市が委託契約した医療機関・助産所において、妊婦健康診査を実施します。

② 確保提供量

単位：延べ回数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	51,097	48,077	46,635	45,236	43,879	42,562
	②確保提供量		48,077	46,635	45,236	43,879	42,562
	②－①		0	0	0	0	0

(4)乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(2)事業の概要	生後4か月までの乳児がいる全家庭に対し、家庭訪問により児の発育発達状況、養育者の心身の状況・養育環境等の把握や助言及び情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供します。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	生後４か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努めます。また、対象の家庭に、保健師、母子訪問相談員が訪問します。

② 確保提供量

単位:人

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	3,970	3,850	3,730	3,610	3,540	3,430
	②確保提供量	3,902	3,850	3,730	3,610	3,540	3,430
	②－①	68	0	0	0	0	0
	訪問率	98.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（5）養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	育児支援家庭訪問事業
(2)事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	育児を指導する育児支援家庭訪問相談員を各区に配置します。

② 確保提供量

単位：延べ回数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	246	345	345	345	345	345
	②確保提供量		345	345	345	345	345
	②－①		0	0	0	0	0

【子育て世帯訪問支援事業】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
(2)事業の概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	子育て家庭のニーズに応じた提供量の確保に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	139	200	400	600	800	1,000
	②確保提供量		476	476	600	800	1,000
	②－①	－	276	76	0	0	0

【児童育成支援拠点事業】

事業の必要性や在り方の検討を進めます。

【親子関係形成支援事業】

事業の必要性や在り方の検討を進めます。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	要保護児童対策地域協議会の運営
(2)事業の概要	児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けているなど、様々な問題を抱えている要保護児童の適切な保護又は要支援児童及び特定妊婦への適切な支援等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

(6)子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	子育て短期支援事業
(2)事業の概要	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間養育を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	市内の児童福祉施設において、量の見込みを満たすことができる定員を確保していきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	363	500	510	520	530	540
	②確保提供量	1,200	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	②－①	837	580	570	560	550	540

(7) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	生後0か月から小学校6年生まで（障害児は 18 歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。
(3) 提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4) 確保方策の考え方（令和７～11年度）	利用会員及び援助会員の増加に取り組み、量の見込みを満たすことができる提供量を確保していきます。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	8,008	8,404	8,800	9,196	9,592	9,988
	②確保提供量		8,404	8,800	9,196	9,592	9,988
	②－①		0	0	0	0	0

（8）一時預かり事業

【幼稚園在園児対象の預かり保育】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	預かり保育
(2)事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。
(3)提供区域の設定	行政区の３区域とします。
(4)確保方策の考え方（令和７～11年度）	保護者のニーズに応じ、利用時間や実施日の拡大を図ることができるよう、事業を促進していきます。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域（合計）	①量の見込み	117,019	118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
	②確保提供量		118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
	②－①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み	44,731	36,678	33,746	31,487	29,129	27,722
	②確保提供量		36,678	33,746	31,487	29,129	27,722
	②－①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	20,268	26,301	24,524	22,903	21,400	20,143
	②確保提供量		26,301	24,524	22,903	21,400	20,143
	②－①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	52,020	55,599	57,738	60,371	62,568	65,894
	②確保提供量		55,599	57,738	60,371	62,568	65,894
	②－①		0	0	0	0	0

【預かり保育以外】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	一時保育事業 日頃保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。 ファミリー・サポート・センター事業 安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。なお、この項目では就学前児童のみを対象として記載しています。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	一時保育事業については、よりきめ細かいニーズに対応できる体制について検討していきます。ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員及び援助会員の増加に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	17,676	18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
	②確保提供量		18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
	②－①		0	0	0	0	0

(9)延長保育事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	延長保育事業
(2)事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間である１１時間を超えて保育を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の３区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	保護者のニーズに応じた提供量の確保に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数/月

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域（合計）	①量の見込み	8,138	8,704	8,726	8,722	8,763	8,814
	②確保提供量		8,704	8,726	8,722	8,763	8,814
	②－①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み	1,790	1,915	1,920	1,919	1,928	1,939
	②確保提供量		1,915	1,920	1,919	1,928	1,939
	②－①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	2,686	2,872	2,880	2,878	2,892	2,909
	②確保提供量		2,872	2,880	2,878	2,892	2,909
	②－①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	3,662	3,917	3,927	3,925	3,943	3,966
	②確保提供量		3,917	3,927	3,925	3,943	3,966
	②－①		0	0	0	0	0

（10）病児保育事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2)事業の概要	病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、設置者の意向があれば、地域のバランス等を考慮しながら増設について検討します。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	1,168	1,361	1,469	1,586	1,712	1,848
	②確保提供量	4,866	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	②－①	3,698	3,519	3,411	3,294	3,168	3,032

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

① 事業の概要

(1)本市における事業名	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
(2)事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方（令和７～11年度）	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び民間児童クラブの新規参入促進等による民間活力の活用を図ります。

② 確保提供量

単位：人

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み						
	１年生	2,738	2,802	2,824	2,882	2,917	3,022
	２年生	2,417	2,518	2,532	2,556	2,604	2,641
	３年生	1,904	1,877	1,903	1,930	1,943	1,959
	❶低学年計	7,059	7,196	7,259	7,367	7,464	7,623
	４年生	363	373	1,123	1,144	1,171	1,179
	５年生	160	186	195	204	213	606
	６年生	106	115	121	126	132	307
	①全学年計	7,688	7,870	8,697	8,841	8,979	9,715
	②確保提供量	8,321	8,599	8,759	8,919	9,079	9,239
	②－①	633	729	62	78	100	△ 476
	②－❶	1,262	1,403	1,500	1,552	1,615	1,616

（12）実費徴収に係る補足給付事業

○ 事業の概要

経済的に困窮している世帯や多子世帯の円滑な特定教育・保育施設等の利用を図るため、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の一部を補助する事業です。

<教材費・行事費等>

対象施設：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

対 象 者：生活保護受給世帯の子ども

<副食材料費>

対象施設：私学助成の幼稚園

対 象 者：年収360万円未満相当世帯の子ども及び小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降

○ 考え方

国が設定する対象範囲と上限額を基に、補助を実施します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	多様な集団活動利用支援事業
(2)事業の概要	幼児教育・保育の無償化の対象外である幼稚園に該当しない類似施設などを利用する児童の保育料を一部給付することで、当該施設を利用する子育て世代の経済的負担を図る事業です。
(3)提供区域の設定	市民が利用する市の基準を満たす施設とします。
(4)確保方策の考え方（令和７～11年度）	該当する園からの申請に基づき、対象園を決定します。

② 確保提供量

単位：延べ人数

区　域	項　目	令和５年度実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	412	552	552	552	552	552
	②確保提供量		552	552	552	552	552
	②－①		0	0	0	0	0
	実施箇所	5か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【新規施設等への巡回支援等事業】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	新規施設等への巡回支援等事業
(2)事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。 保育所、認定こども園、小規模保育事業等の新規施設等を対象に実地による巡回支援等を行います。
(3)考え方	新規施設等に対する実地支援、相談・助言等を実施します。

(14)産後ケア事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	産後ケア事業
(2)事業の概要	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。
(3)提供区域の設定	全市を１区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和７～11年度）	出産後１年未満の母親とその生後１歳未満の乳児で、産後ケアを必要とする方を対象とし、市が委託契約した医療機関・助産所において産後ケア事業を実施します。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区　域	項　目	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	－	7,089	6,869	6,648	6,519	6,316
	②確保提供量	2,713	7,089	6,869	6,648	6,519	6,316
	②－①	－	0	0	0	0	0

7 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていきます。

（2）幼稚園教諭や保育士等の確保及び資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 教育・保育に関わる職員の処遇改善による人材の確保

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭・保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることが見込まれ、保育人材の確保や離職の防止を図るためにも幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を進める必要があることから、国の制度等も活用しながら、市として幼稚園教諭・保育士等の処遇改善に向けた取組に努めます。

② 幼稚園教諭・保育士等や子どもに関わる職員の資質向上

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、これまでも合同で実施している支援保育研修に加え、職員間の交流を通じた情報の共有、専門性や知識の向上を図るための合同研修の実施に向けた支援を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、専門研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めます。

（3）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準を持った子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であ

ることを踏まえ、特に次の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

① 乳幼児期の発達の連続性の理解
② 乳幼児期にふさわしい体験の多様性と関連性の理解
③ 障害のある児童と共に行う活動機会の確保
④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めた全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要であり、次のような点に留意する必要があります。

① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

（4）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えられます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

（5）認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、認定こども園、幼稚園及び保育所の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園、幼稚園又は保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、より円滑な給付の実施に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。

9 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため、次のような取組を実施します。

① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
② 育児休業満了時から確実に保育を利用できる環境整備

10 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

広域的な見地からも、県の取組を踏まえ、次のことについて県と連携を図ります。

① 児童虐待防止対策及び社会的養育施策における連携の推進
② ひとり親家庭の自立支援の推進
③ 障害児施策の充実

11 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、法令や県の取組等を踏まえ、次のことについて県と連携を図ります。

① 保護者に対する両立支援制度の適切な周知
② 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

事業一覧

・本計画から新規掲載の事業は、事業№の前に「㊊」と記載しています。
・第５章に掲載した「主な取組」は、事業№の前に「★」を記載しています。
・事業を別の基本目標等にも掲載している場合は、その事業№を「再掲№」に記載しています。

基本目標Ⅰ　子ども・若者の権利を保障する取組を推進します

（1）子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります

	№	事業名	事業概要	再掲№
	1	人権・福祉教育の推進	人権尊重の精神を基盤とし、教育活動を通して憲法で保障された基本的人権を大切にする教育を推進する。	
★	2	子どもの人権等に係る研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。	31
★	3	子どもの権利保障の推進	相模原市子どもの権利条例のパンフレットを配布し、広く周知を図るとともに、子どもの権利の日を中心とした子どもの権利の普及・啓発のための事業を実施する。	
	4	子どもの権利救済委員等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。	46
	5	自殺総合対策の推進	「相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づき、市民や関係機関・団体、行政等が一丸となって自殺対策を総合的に推進する。	
★	6	子ども・若者の意見を聴く機会の確保	こども基本法に基づき、子ども・若者に関わる施策の実施に当たり子ども・若者の意見を聴く機会を確保する。	149

（2）児童虐待の予防・防止対策を強化します

	№	事業名	事業概要	再掲№
★	7	児童虐待防止の啓発事業	毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、児童虐待防止の啓発活動を行う。	
	8	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援の充実を図る。	361
	9	要保護児童対策地域協議会の運営	学校、警察、医師等関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待や非行等の要保護児童等に関する問題について適切に対応するとともに、早期発見及び適切な保護のための連携を図る。	
★	10	子育て支援センターの充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	35 246 372

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	11	子どもの安全確認の徹底	児童虐待の通告受理後に子どもの安全確認を迅速かつ正確に実施するとともに、子どもの安全確認ができない場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく立入調査等の実施により、対応の徹底を図る。	
	12	警察との連携の強化	児童虐待事案に関する警察との情報共有の強化や子どもの安全確認ができない場合の立入調査への協力要請等、警察との連携強化を図る。	
	13	学校や医療機関等との連携の推進	要保護児童に関する情報共有及び対応への協力依頼等、学校や医療機関等との連携を推進する。	
	14	面前ＤＶによる子どもへの影響に対する支援	児童虐待とＤＶの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。	359
	15	児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底	児童相談所等が支援している家庭が他の自治体に転居した際には、子どもや家庭に関する情報を確実に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われるよう、児童相談所間や自治体間の情報共有の徹底を図る。	
	16	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。	362
	17	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。	363
	18	家庭支援の充実	社会的養護を必要とする子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するとともに、養育環境に課題を抱える居場所のない児童に対し、学習サポートを行うなど、支援の充実を図る。	364
★	19	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	45 248 317 373
	20	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会の運営	重篤な児童虐待事案に関して、より専門的な調査・審議を行うため、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会を運営し、再発防止機能の充実を図る。	

（3）いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	21	子ども安全教室	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための身に付けてほしい内容を厳選した「子どもの安全教室」を活用することにより、自分を大切にする気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。	493
★	22	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。	38 276
	23	ふれあい体験活動の開催	不登校や登校しぶり等の児童生徒及びその保護者を対象に、相模川自然の村等で自然体験活動や制作活動を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	24	不登校を考えるつどい・だれもが行きたくなる学校づくり研修の開催	「不登校の児童生徒を持つ保護者が互いに語り合える場として「つどい」を設定する。また、教職員を対象に不登校対応について「だれもが行きたくなる学校づくり研修」を開催する。	
★	25	いじめ防止への取組	「相模原市いじめの防止等に関する条例」及び「相模原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止強化月間やさがみはら子どもSOSダイヤル、いじめ防止フォーラム等の取組を推進する。	
★	26	さがみはら子どもSOSダイヤルの実施	学校生活におけるいじめについて、児童生徒本人及び保護者、市民からの電話相談に応じる。	

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保を推進します

（1）子どもに寄り添う人の確保と人材育成を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	27	青少年指導者の育成	リーダーとして活動する青少年や青少年を育成する指導者等を対象とした研修会等を通して、青少年指導者の育成を図る。	
★	28	教職員の研修の充実	教職員の経験や職に応じた「キャリアステージに応じた研修」、専門性の向上や自己啓発を支援する「専門研修」、校内における研究・研修や人材育成を支援する「学校への訪問支援研修」、派遣研修等の「特別研修」及び職に応じた専門的な知識や技能の向上を図るための「職能研修」の５本を柱として実施する。	
	29	情報セキュリティ・モラル教育の推進	教師用の指導資料「情報セキュリティ・モラルハンドブック」に沿った学校の取組支援や学校のコンピュータへの教材用ソフトの導入、研修の実施等、情報セキュリティ・モラル教育の推進に向けた取組を行う。	
★	30	機関コンサルテーションの実施	医療、保健、福祉、教育等の関係機関及び団体からの依頼を受けて、各専門職が技術な支援を行う。	
	31	子どもの人権等に係る研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。	2
	32	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。	44 282
★	33	こどもセンター、児童館、児童クラブ支援員等研修の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブ支援員等を対象に、子どもと接する上で必要な事項や専門的な知識を習得するための研修を行い、支援員等の人材育成を図る。	
	34	巡回訪問	市内の認定こども園、幼稚園、保育所を訪問し、集団生活等の状況を把握した上で、職員に対して療育的な関わりの助言をする。	

（2）複雑化・多様化する悩みを子ども・若者本人や家族が相談できる体制づくりを進めます

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	35	子育て支援センターの充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	10 246 372
	36	療育体制の充実	発達及び障害に関する相談・評価を行い、子どもの見立てと保護者支援を行う。初期療育、機能訓練等を実施する。	214 313
	37	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。	316
	38	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。	22 276
★	39	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。	277
	40	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。	278
	41	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。	279
㊐	42	校内教育支援センター（校内登校支援教室）の設置促進	様々な要因（主に心理的な要因）により教室で過ごすことが困難な児童生徒を対象に、居場所の確保及び学びの場の保障を図るとともに、設置を促進する。	280
	43	相談指導教室事業	様々な要因（主に心理的な要因）により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。	281
	44	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。	32 282
	45	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 248 317 373
★	46	子どもの権利救済委員等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。	4
㊐	47	包括的支援体制の整備	介護と育児のダブルケアやヤングケアラーなどの個人や世帯が抱える複合化・複雑化した多様な問題に対応できるよう、【包括的な相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の３つの支援を一体的に実施し、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。	126 444

（3）就学前の子どもに対する教育・保育の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	48	保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。	409
	49	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。	401
	50	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営に対する支援を行う。	402
	51	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。	404
	52	園児の健康管理の促進	認定こども園・幼稚園・保育所等の園児の定期健康診断、歯科健康診断及び特定感染症の登校・登園許可等証明書発行に対する助成制度を継続して実施する。	
	53	幼稚園の教育振興に係る助成	幼稚園教育の振興及び教育環境の維持改善のための支援を実施する。	
★	54	相模原市保育者ステップアップ研修の充実	幼児教育・保育の質の向上のため、相模原市保育者ステップアップ研修等の研修の充実を図る。	
	55	異年齢・世代間交流の推進	小中学校の各教科や総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。	84
	56	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭時等に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。	428
	57	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。	393
	58	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。	341
	59	さがみはら休日一時保育事業の推進	休日における保護者の多様な保育ニーズに対応するため、「さがみはら休日一時保育事業」を推進する。	394
	60	夜間保育の実施	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を実施する。	395
	61	病児・病後児保育の推進	子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病児・病後児保育を推進する。	396
	62	保育所の新設による受入れの拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。	398
	63	保育所等の定員の確保	認定こども園等への移行や既存施設の定員変更などにより、保育ニーズに対応した保育定員を確保する。	399
	64	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。	400
	65	大規模開発における保育施設設置の働きかけ	大規模開発により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合、保育施設設置を働きかける。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	66	市立児童発達支援センターの運営	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であり、就学前の発達に遅れのある子どもの通所施設として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、また、家族、指定障害児通所支援事業者等に、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	318
㊐	67	民間児童発達支援センターの運営支援	各区における児童発達支援センターの運営支援及び技術支援を行う。	319
★	68	保育人材等の確保	教育・保育に従事する人材の確保に向けた取組を進める。	
	69	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。	96
	70	保育所等における医療的ケアや特別な配慮を必要とする子どもの受入れの推進	保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドラインに基づき、安定的で継続性のある支援体制を整備し、受入れを推進する。また、アレルギー疾患のある子どもなど、特別な配慮を要する児童への保育体制を整え、必要な子どもの受入れを促進する。	
	71	公立保育所・認定こども園の保育環境の確保と保育サービスの充実	「相模原市公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び認定こども園の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、サービスの充実を図る。	397
	72	新規施設への巡回支援の実施	新たに開設された施設等が円滑に事業を実施できるよう巡回支援を実施する。	
	73	実費徴収に係る補足給付事業	経済的に困窮している世帯や多子世帯に対し、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の負担軽減策を実施する。	
	74	幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援	教育と保育の一体的提供、職員の資質向上を図るため、合同研修への支援を実施する。	
	75	幼稚園等の教育に関する研究の充実	幼稚園団体の幼児教育調査研究の補助事業を実施する。	
	76	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。	345 375
	77	幼稚園の２歳児預かり保育の推進	幼稚園の保育資源を活用した、市内に居住している２歳児の預かり保育を推進する。	
㊐ ★	78	こども誰でも通園事業の推進	0歳6ヶ月から満3歳未満の児童を対象として、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの保育所等の利用を可能とする「こども誰でも通園事業」を推進する。	252
	79	認定こども園・幼稚園・保育所等における外部評価の推進	保育内容の充実と利用者の施設選択に資するため、認定こども園・幼稚園・保育所等における外部評価の受審を推進する。	
	80	児童福祉施設等のサービス評価の促進	児童福祉施設等が適切な施設の運営を確保するため、第三者機関によるサービス評価を受ける場合に必要な支援を行う。	

（4）きめ細かな学校教育を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	81	外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣事業	英語教育の充実を図るとともに国際理解を深めるため、外国人英語指導助手（ＡＬＴ）を小中学校及び義務教育学校に配置する。	
	82	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。	354
★	83	支援教育の推進	「相模原市教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。	342
	84	異年齢・世代間交流の推進	小中学校の各教科や総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。	55
	85	環境教育の推進	身近な環境問題に関心を持ち、より良い環境づくりに積極的に参加できる人間の育成を目指した教育を推進する。	
	86	道徳教育の充実	学校全体での道徳の指導体制を工夫改善し、地域の教育課程資源や人材を生かし、地域住民の参加や学生ボランティアの活用等により、豊かな人間性や心の教育の充実を図る。	
	87	学校図書館における教育活動の推進	学校図書館の充実と積極的な活用を図るため、全小中学校に学校司書を配置する。	
	88	さがみ風っ子文化祭の開催	相模原市の特色ある教育活動の一環として、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成する。児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力及び創造力を育て、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。	
	89	課題研究推進事業	本市学校教育推進の基本構想に基づき、各学校の実態に即した研究主題を設定し、妥当性と汎用性の高い成果を追究する創意工夫した実践研究に取り組み、学校教育の向上に資する。	
	90	通学区域の弾力的運用の実施	児童生徒に特別の事情がある場合には、保護者からの申立てにより、就学を指定された学校以外の学校へ変更できる『指定変更許可制度』を運用し、通学区域の弾力化を図る。	
	91	学校施設の整備	教育内容の多様化、校舎等の老朽化に対応した改修を進めるなど、学校施設の充実に努める。	
	92	児童生徒災害共済給付制度等への加入	学校管理下の児童生徒の災害について、児童生徒の保護者に対し、災害共済給付を行うとともに、児童生徒の入院等に対し、見舞金の贈呈を行う。また、修学旅行等の児童生徒の災害については、緊急時の対応費用等を補てんする。	
★	93	キャリア教育の推進	社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力を育成するキャリア教育を推進するとともに、各中学校区において、キャリア教育で育む力を軸としたカリキュラム・マネジメントにより、義務教育９年間を見通した教育活動を展開する。コミュニティ・スクールを含めた学校と地域教育力の連携も併せて、相模原で育つ子どもたちの未来を切り拓く力の育成に総合的に取り組む。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	94	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。	379
	95	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。	381
★	96	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。	69
	97	学校評価ガイドラインに基づく学校評価の実施	各学校が学校評価の結果を説明し、公表することにより、自己改善に努め、保護者・地域住民から教育活動への参加・協力を得て信頼される開かれた学校づくりを進めるため、本市が策定したガイドラインに基づき、学校関係者評価等を実施する。	
	98	学校環境衛生検査等	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の学校環境衛生基準により、教室の換気及び保温等、採光及び照明、飲料水、プール水の検査等を実施し、良好な環境の維持に努める。	

（5）子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	99	青少年問題協議会の運営	青少年のいじめ問題、薬物乱用防止、ネット依存対策等の各種事業を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。	
★	100	青少年健全育成協議会活動の推進	地域の青少年関係団体が青少年健全育成活動を地域ぐるみで効果的に行うために相互に連絡調整し、青少年健全育成に関する調査研究をし、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール等の啓発活動や諸事業を展開するための支援を行う。	
	101	青少年街頭指導事業	青少年の非行防止と問題行動の早期発見のため、専門の相談員が地域の青少年相談員と協力して、繁華街、公園等を巡回して指導・相談に当たる。	
	102	学校警察連絡協議会	小中学校における児童生徒の指導上の問題の情報交換及び機関の連携を図るため、市内４つの警察署ごとに「学校警察連絡協議会」を組織する。	
★	103	ネットパトロールの実施	小・中学生がアクセスしやすい「学校裏サイト」「プロフ・コミュニティサイト」「ＳＮＳ」を日々探索・監視し、個人情報の流出や誹謗中傷、問題画像等の事例を発見した場合に、速やかに学校へ情報提供を行う。	
	104	青少年の適正なインターネット利用の促進	青少年の適正なインターネット利用を促進するために、家庭でのルール作り、フィルタリング機能の活用を促進するなど、社会全体で子どもたちを有害情報から守るための啓発を行う。	
	105	社会環境実態調査の実施	青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業、情報媒体の販売状況等の実態を調査する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	106	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、市が運動推進委員会を設置し、様々な事業を実施する。	

基本目標3 子どもの未来への希望を育む取組を推進します

（1）子どもの遊び場、居場所を確保し、充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	107	こどもセンター、児童館事業	こどもセンターや児童館を、地域における子どもや子育て家庭の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図る。	
★	108	こどもセンター、児童館運営体制の充実	こどもセンター、児童館の運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。	
	109	中高生の居場所づくりの推進	こどもセンターに設置した創作活動室等を活用し、中高生の居場所の確保を図る。	
★	110	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。	405
	111	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。	406
	112	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。	407
	113	老朽化した児童館の建て替え等	老朽化した児童館について、建て替えや複合化・集約化等を検討し、整備を行う。	
	114	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。	328
★	115	放課後子ども総合プラン推進事業	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「さがみっ子クラブ（放課後子ども教室事業）」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携した総合的な放課後対策「放課後子ども総合プラン」を実施する。 小学校内等での一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域性を考慮しながら、計画期間内に７か所程度の実施を検討する。こどもセンター及び児童館については、引き続き、全ての施設で放課後子ども教室を実施し、事業の更なる充実を図る。また、放課後子ども教室の整備や事業の実施に当たっては、教育委員会と市長部局が定期的な情報交換等を行いながら、学校施設の有効活用や具体的な連携方策について継続的に協議を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	116	青少年学習センター事業	青少年に交流と活動の場、多様な体験学習の場を提供するとともに、青少年の自己実現や自主活動、社会参加活動を支援する。	
	117	青少年関係団体の育成・支援	子ども会育成連絡協議会や少年鼓笛バンド連盟等、市内で活動する団体等の活動の活性化を促進する。	
	118	学習のひろば	夏休みや冬休み期間等に、小・中・高校生、大学生、勤労青年を対象に、青少年学習センター内の青少年団体室等の開放を行い、「学習のひろば」として、青少年へ居場所を提供する。	
	119	子どもの広場の維持管理等の助成	地域の子どもたちの安全な遊び場である「子どもの広場」を管理する自治会等に対して、子どもの広場を適正に管理できるよう助成を行う。	
	120	児童遊園の維持管理の充実	子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的として設置する児童遊園の維持管理を行う。	
	121	ふれあい広場事業	地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため、「ふれあい広場」（多目的広場）の管理・運営等を行う。	
	122	都市公園の整備推進及び子育て応援公園改修事業	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。また、子育て世帯のニーズへ対応するため、利用しやすく、魅力的な子育て応援公園の改修・更新を進める。	503
	123	冒険遊び事業	遊びを通じた子どもたちの健やかな成長を図る。子ども自身が自由に遊びを創造できる遊び場を提供するとともに、市内各地に展開できるよう指導者（プレイリーダー）を養成する。	
	124	子どもの遊び場事業	市内各所において、移動式の子どもの遊び場事業を展開し、子育て家庭の負担軽減と孤立を防ぐ。また、全天候型の遊び場など、市民ニーズに合った遊び場を検討・整備する。	
	125	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。	376
㊎	126	包括的支援体制の整備	介護と育児のダブルケアやヤングケアラーなどの個人や世帯が抱える複合化・複雑化した多様な問題に対応できるよう、【包括的な相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の３つの支援を一体的に実施し、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。	47 444

（2）年齢や発達の程度に応じた多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	127	銀河連邦子ども留学交流事業	宇宙航空研究開発機構の研究施設が縁で交流を始めた５市２町で構成する銀河連邦の各共和国を代表する小学生が集まり、各共和国の地域性や文化を生かした事業を通して、子ども同士の交流を深める。	
	128	学校体育施設の開放	地域体育の普及・振興を図るため、団体登録制で、小中学校の体育館・グラウンドを開放する。なお、空調設備を設置している学校においては、開放団体も利用可能となる（ただし有料）。	
	129	総合型地域スポーツクラブの育成事業	スポーツを生活に欠かせない文化として市民生活の中に根付かせ、子どもから高齢者まで、それぞれに適したスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。	
	130	スポーツ少年団活動の充実	スポーツを楽しむ小・中学生とその指導者を対象に、各種スポーツ大会や他の種目団との交流事業等を行う。	
★	131	相模原スポーツフェスティバル事業	子どもから高齢者まで市民の誰もが、気軽にスポーツ・パラスポーツを親しむきっかけづくりと、スポーツ・パラスポーツ実施率の向上を図る啓発事業として実施する。	
	132	子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバルの実施	スポーツ及びレクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と活動の発展を図る。	
	133	スポーツネットワーク中学生セミナー	地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。	
	134	若あゆスターフェスティバルの開催	小・中学生とその保護者を対象に、若あゆ銀河ドームにある大天体望遠鏡での星空観察等を通して、星や宇宙、自然現象への興味や関心を高める。	
	135	若あゆ食農体験デーの開催	小・中学生とその保護者を対象に、参加者が自ら収穫、調理し、食べることにより、農業、食及びいのちに対する理解や関心を深める。	
	136	若あゆかかしフェスティバルの開催	市内の小学校、中学校、青少年団体等や「若あゆ食農体験デー」の参加者を対象に、かかし作りを通して、農業活動への興味や関心を高める。	
	137	やませみ自然体験スクールの開催	小・中学生とその保護者を対象に、自然への直接体験を通じて、自分たちが暮らす身近な環境についての理解を深める。	
	138	地質分野ワークショップ	火山灰や砂の中に含まれる鉱物などを顕微鏡で観察することを通して、地球科学への興味関心を深める。	
	139	親子天文教室	天体望遠鏡の製作等を通じて宇宙への興味や関心を高める。	
	140	遺跡体験事業	原始・古代の人々の生活や技術を体験的に学ぶワークショップを主催又は博物館ボランティアとの市民協働で開催していく。具体的には出土した土器石器に実際に触れ、解説を行う。	
	141	子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えた事業	子ども読書活動推進計画に基づき、本を通して子どもの創造力や研究心、豊かな感性を育てるための事業を実施する。	
	142	子ども読書スタンプラリー	子どもたちの読書へのきっかけづくり及び読書意欲の喚起を促すとともに、図書館員との交流や図書館利用の拡大を図ることを目的に、楽しみながら読書ができるようにクイズ形式のスタンプラリーを実施する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	143	おはなし会の開催	乳幼児から小学生とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、素話等を行う。	
	144	発達段階別おすすめの本リストの発行	乳幼児から小学生及び中高生向けに、おすすめの本を紹介したブックリストを発行・配布する。	
	145	地域・子どもふれあい事業	地域社会が実施する親子の交流、異年齢の子どもたちの交流、生活体験活動、自然体験活動、ボランティア活動等の青少年健全育成活動の支援を行い、地域教育力の活性化を図る。	
	146	親子ふれあいの広場の実施	親と子が、レクリエーションを通して日常では味わえない体験を共有することによって、その愛情を深めるとともに、青少年の健全育成に対する理解と自覚を高める。	
★	147	中高生ボランティア体験講座の実施	中高生がボランティア活動に対する認識を深め、その意欲を高めるとともに自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心を高める機会とする。	
	148	公民館における青少年事業	青少年の健全な育成を図るため、子ども自身の企画・運営による子どもまつりや様々な体験教室、親子参加による事業等を実施する。	
	149	子ども・若者の意見を聴く機会の確保	こども基本法に基づき、子ども・若者に関わる施策の実施に当たり子ども・若者の意見を聴く機会を確保する。	6
	150	ホームタウンチーム等連携・支援事業	スポーツの振興やシティプロモーションの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、ホームタウンチームやホームタウンアスリートとの連携・支援事業の充実を図る取組を行う。	
㊐	151	生きものミニサロン	市立博物館周辺の自然観察や室内での生きものワークショップを実施する。	
㊐	152	くるくるとしょかん（子ども読書資料循環制度）	子どもがより多くの本に出会い、気軽に本に触れられるよう、図書館職員が選んだ絵本や紙芝居等の「おすすめ児童書セット」を、定期的に子どもの身近にある施設の間で循環させる取組を行う。	
㊐	153	電子書籍サービスの提供	身近なスマートフォンやタブレット端末等からＷｅｂサイト上で電子書籍を利用することができるサービス（電子書籍サービス）を提供する。学校と連携し、学校での学習活動や児童生徒の自宅等での学習に電子書籍サービスを活用してもらうよう取り組む。	
㊐	154	宇宙（そら）に飛び出せ！　中央区こどもカレッジ事業	地域への関心や愛着を高めることを目的に、JAXA宇宙科学研究所や市立博物館といった中央区の特色ある施設と連携し、子どもを対象とした宇宙に関する体験型イベントとして令和３年度から開催している。	

（3）将来の就労や自立に関する意識を啓発し、子どもの職業観の育成を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	155	職業体験の受入れ	学校向けサービスの一環として、小学校高学年から高校生を対象に、図書館のカウンター業務や書架整理、本の装備及び汚破損の修理作業を体験する。	
★	156	農業体験学習の実施	小学校５・６年生が、もち米の田植えから刈り取りまでの農作業を体験し、その後収穫したもち米を使い、料理体験を行うなど、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深める。	
★	157	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営を大学生が行う。	164
★	158	職場体験支援事業	小学生及び中学生が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。	
	159	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援（相模原市子ども健全育成事業）	高校進学の促進や高校中退防止、将来自立していくために重要な学力や社会性を獲得するため、学習支援や進路相談、時節を捉えた行事の開催等を行う。	377

基本目標4 若者の希望する未来への歩みを支援する取組を推進します

（1）就労や自立に関する意識を啓発し、就労に向けて支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	160	若年無業者・フリーター就労支援事業	若者サポートステーション等において、個別相談や各種講座、学びなおしプログラム、職場体験等を実施し、支援機関等と連携し、支援を行うことで、若年無業者等の職業的自立や社会参加に必要な能力を身に付ける支援を行う。	
★	161	ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実	ひきこもりに関する一時相談窓口としてひきこもり支援ステーションを運営し、本人、家族等の相談支援の充実を図る。	
	162	子ども・若者支援協議会の運営の充実	関係機関や団体等の連携を強化し、子ども・若者の社会的自立を促していくとともに、困難を有する子ども・若者やその家族に応じた相談体制や支援体制の充実を図る。	
★	163	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援（相模原市若者自立サポート事業）	居場所の提供を通じて、高校中退、不登校等様々な課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の獲得のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。	378
	164	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営を大学生が行う。	157

（2）結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	165	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。	408 415
㊐ ★	166	結婚新生活・移住定住支援事業	少子化対策の推進及び本市への移住・定住の促進を図ることを目的として、新規に婚姻した世帯等を対象に、引越しに係る費用の一部を補助する。	
㊐	167	「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施	結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえ、社会に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指し制定する「相模原市子育て応援条例」（令和７年４月施行予定）に基づき、社会全体で子育て世代を応援する気運の醸成に取り組む。	414 419
㊐ ★	168	認定取得企業支援事業	「子育てサポート企業」としての国の認定取得を目指す市内企業に対し、職場環境の整備や両立支援の取組等に要する費用を補助するとともに、アドバイザー派遣による伴走支援を行う。	410 416
	169	地域・職域連携推進事業	働き世代の健康づくり推進のため、地域・職域連携推進連絡会を設置し、健康づくりを通してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業場の増加を目指す。	

基本目標5　妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を推進します

（1）妊娠に向けた支援の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	170	妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発	妊娠・生殖に関連した教育を実施し、不妊の予防、自己実現に向けた生活習慣、子どもを生み育てる意味について考える機会とする。	
★	171	不妊・不育専門相談	不妊・不育に悩む人が、電話又は面談で相談することにより、適切な情報を得ることや、悩みの軽減ができるように不妊カウンセラー等による相談を実施する。	
	172	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	男女が共に家事や育児を担えるよう、男女共同参画推進センターを中心に男性向けの育児講座等を開催するとともに、子育てガイド等を通じて情報提供を行う。	250 411
	173	思春期出前講座	思春期の子どもたちが、生命の大切さを再認識し、自己肯定感を育てるきっかけを作るとともに、思春期の特徴や性に対する正しい知識を得ることにより、将来を見通して意思決定する能力を高めることを目的に講義を行う。	284 412
㊐	174	大学等との連携による普及啓発事業の充実（妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて）	市内の大学に乳がん、子宮頸がん啓発のチラシ及び啓発ノベルティの配布を依頼する。また、はたちのつどいでポスター展示、啓発ノベルティを配布する。	285 413

（2）妊娠、出産への支援の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	175	産婦人科急病診療事業	休日等における産婦人科急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。	
	176	助産施設入所の実施	経済的な理由等により、病院等での出産が困難な妊産婦に対して、助産施設において安全な出産のための支援を行う。	
	177	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。	
	178	母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発	母子健康手帳交付時や広報さがみはら、ホームページ等において、「母性健康管理指導事項連絡カード」の情報提供や周知を行う。	
★	179	妊婦健康診査事業（医科／歯科）	妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、16回分の費用を助成し、妊婦の経済的負担を軽減する。また、口腔内状況が変化しやすく、口腔衛生を保つことが重要な妊娠期に、身体的負担の軽減を考慮した歯科健診など、受診しやすい環境を整備する。	
	180	マタニティオーラルセミナー（妊婦歯科教室）	妊婦を対象に、妊娠中の口腔内の疾患が赤ちゃんに及ぼす影響やその予防法、子どもの歯の健康についての講義、体験、歯科健康診査などを実施する。	
	181	妊産婦訪問指導事業	妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指導等を実施する。	215
★	182	ハロー・ベビークラス（母親・父親教室）	主に初妊婦とその家族を対象に、妊娠、出産、育児に関する知識及び技術についての講義や仲間づくりを行う。	
★	183	利用者支援事業（こども家庭センター型）	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	193 218
	184	産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後4週間など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。	
	185	産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。	216
	186	産前・産後サポート事業	日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人妊産婦等が通訳を介することにより、相談しやすい環境を整えるとともに、孤立感の解消を図る。	217 349
	187	妊娠・出産に関する相談窓口の周知	予期しない妊娠及び妊娠・出産に対する不安等について相談できる窓口を設置し、市内医療機関や相談機関等に周知媒体を配布する。	
	188	さがプリコ（電子母子健康手帳アプリ）	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信の実施や、市で開催する母子保健事業等へのオンライン予約サービスを実施する。	497
	189	さがみはら子育てきずなＬＩＮＥ事業	妊娠中の人や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんや子育てに関するタイムリーな情報をＬＩＮＥで配信する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	190	継続看護連絡会	市と市内の母子に関わる継続看護を実施している医療機関が連携し、保健及び医療の円滑な推進を図り、市内全体の母子保健の向上を図るために会議を開催する。	
	191	妊婦のための支援給付（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業経済的支援）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付（経済的支援）を実施する。	253 473
	192	妊婦等包括相談支援事業（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業伴走型相談支援事業）	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施する。	254

（3）発育・発達に応じた支援の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	193	利用者支援事業（こども家庭センター型）	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	183 218
	194	未熟児訪問指導事業	出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。	219
	195	母子訪問指導事業	家庭訪問による指導が必要と認められるものに対し、妊娠、出産又は発育、発達、育児等に関する保健指導を保健師、管理栄養士等が実施する。	220
★	196	乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。	221 255
★	197	乳幼児健康診査未受診児対策	乳幼児健診のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。	222
	198	慢性疾患児等訪問指導事業	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児とその保護者に対し、療養状況に応じた支援を行う。	223
★	199	乳幼児健康診査事後指導教室	乳幼児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。	224 340
	200	乳幼児精密健康診査事業	乳幼児健診の結果、疾病や障害の疑いのある乳幼児に対して、専門医療機関において、精密健康診査を行い、疾病や障害の早期発見・早期治療を目指す。	
	201	就学時健診	翌年度に小学校及び義務教育学校へ入学予定の子どもの健康状態を把握するため、健康診断を実施し、保健上必要な勧告、指導を行い、適正な就学に資する。	
	202	かかりつけ医の普及	個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。	225
	203	予防接種事業	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、定期の予防接種を実施する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	204	かんがる～歯科健診（う蝕ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査）	幼児歯科健康診査等でう蝕ハイリスク児と判断された児とその保護者又は心身に障害を持つ児とその保護者に対し、歯科健康診査と歯科保健指導を実施する。	258
★	205	新生児聴覚検査事業	新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うために、スクリーニング検査に必要な費用を助成する。	
	206	先天性代謝異常等検査事業	発症後は精神や運動能力障害など重篤な障害や生命の危険がある先天的な疾患について、新生児のうちに検査し、障害の発症を未然に防止する。	
★	207	小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。	463
	208	母子保健相談（電話・来所）	子どもとその保護者、妊産婦等へ健康・発達・育児などについての相談を行う。	232
	209	乳幼児健康診査における心理相談	発達等に心配のある児及び育児不安やストレスを抱える保護者を対象に、１歳６か月児健診、３歳６か月児健診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。	233
	210	おやこひだまり相談室（個別心理相談）	継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者に対し、心理相談員等による相談を行い、子どもの発達促進及び育児支援を行う。	234
	211	ぴよぴよサロン（低出生体重児・乳児等サロン）	児の運動発達や低出生体重等に関連する育児不安のある保護者が、他児や保護者同士の交流により、より良い親子関係を育み、育児不安を軽減し、孤立した育児を防ぐことを支援する。	235
	212	ビーンズクラブ（多胎児支援教室）	多胎児の育児をしている家族や妊婦が育児の方法や情報を交換し合うことで、不安を軽減し、孤立した育児を防ぐことを支援する。	236
	213	赤ちゃんを迎える家族のための「ようこそ赤ちゃんブックリスト」	心穏やかに赤ちゃんを迎えることができるよう、図書館が選んだ妊娠・出産・子育てに役立つ本を紹介する。	
	214	療育体制の充実	発達及び障害に関する相談・評価を行い、子どもの見立てと保護者支援を行う。初期療育、機能訓練等を実施する。	36 313

（4）育児不安を軽減する支援の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	215	妊産婦訪問指導事業	妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指導等を実施する。	181
★	216	産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。	185
	217	産前・産後サポート事業	日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人妊産婦等が通訳を介することにより、相談しやすい環境を整えるとともに、孤立感の解消を図る。	186 349

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	218	利用者支援事業（こども家庭センター型）	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	183 193
	219	未熟児訪問指導事業	出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。	194
	220	母子訪問指導事業	家庭訪問による指導が必要と認められるものに対し、妊娠、出産又は発育、発達、育児等に関する保健指導を保健師、管理栄養士等が実施する。	195
	221	乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。	196 255
	222	乳幼児健康診査未受診児対策	乳幼児健診のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。	197
	223	慢性疾患児等訪問指導事業	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児とその保護者に対し、療養状況に応じた支援を行う。	198
	224	乳幼児健康診査事後指導教室	乳幼児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。	199 340
	225	かかりつけ医の普及	個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。	202
	226	親子で歯っぴぃちゃれんじ大作戦（乳幼児むし歯予防教室）の開催	10か月～1歳2か月の乳幼児とその家族を対象に、むし歯予防についての講義、体験、実習などを実施する。	259
	227	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。	421
	228	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。	422
★	229	保育所等における子育て広場事業の推進	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所等の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消する取組を推進する。	423
	230	ふれあい親子サロン	子育て広場を実施していないこどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等による「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。	424
	231	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。	425
	232	母子保健相談（電話・来所）	子どもとその保護者、妊産婦等へ健康・発達・育児などについての相談を行う。	208
	233	乳幼児健康診査における心理相談	発達等に心配のある児及び育児不安やストレスを抱える保護者を対象に、１歳６か月児健診、３歳６か月児健診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。	209
	234	おやこひだまり相談室（個別心理相談）	継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者に対し、心理相談員等による相談を行い、子どもの発達促進及び育児支援を行う。	210

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	235	ぴよぴよサロン（低出生体重児・乳児等サロン）	児の運動発達や低出生体重等に関連する育児不安のある保護者が、他児や保護者同士の交流により、より良い親子関係を育み、育児不安を軽減し、孤立した育児を防ぐことを支援する。	211
	236	ビーンズクラブ（多胎児支援教室）	多胎児の育児をしている家族や妊婦が育児の方法や情報を交換し合うことで、不安を軽減し、孤立した育児を防ぐことを支援する。	212
	237	『ママの休み時間』（育児支援教室）	育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱える「仲間に出会う場所」を提供し、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、児童虐待の予防を図る。	
	238	育児支援家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、その家庭が安定して子どもを養育できるように訪問による支援を行う。	
	239	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援するため、４か月児健康診査に合わせて、絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。	433
	240	セカンドブック事業	親子の信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、更なる読書習慣へつなげることを目的に、２歳６か月児歯科健康診査通知に絵本の引換券を同封し、それを図書館等に持参した親子１組につき、絵本を１冊配布する。同時に図書館貸出登録とおはなし会等の読書活動を推進する事業を案内する。	
★	241	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全家庭に対し、家庭訪問により児の発育発達状況、養育者の心身の状況・養育環境等の把握や助言及び情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供する。	
	242	子育て支援に関する講座等の実施	図書館において子育て支援に関する様々な講座を開催し、保護者の育児をサポートするとともに関連資料の紹介を行う。	
	243	地域の子育て広場における講座の充実	地域の子育て広場において実施している講座の充実を図る。	260 448
	244	離乳食教室	はじめての子どもを持つ家族が、主に乳児期の食生活に関して必要な知識及び技術を習得する。	261
	245	母子栄養相談（母と子の栄養相談）	管理栄養士又は栄養士が子どもとその保護者、妊産婦等へ栄養に関する助言及び指導を行う。	262
	246	子育て支援センターの充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	10 35 372
	247	男女共同参画推進センター女性相談事業	夫婦、家族等の人間関係の問題や、生活上の女性が抱える様々な悩みについて、電話や面接による相談を実施する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	248	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 45 317 373
	249	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。	283 384
	250	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	男女が共に家事や育児を担えるよう、男女共同参画推進センターを中心に男性向けの育児講座等を開催するとともに、子育てガイド等を通じて情報提供を行う。	172 411
	251	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。	427
㊎	252	こども誰でも通園事業の推進	0歳6ヶ月から満3歳未満の児童を対象として、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの保育所等の利用を可能とする「こども誰でも通園事業」を推進する。	78
	253	妊婦のための支援給付（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業経済的支援）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付（経済的支援）を実施する。	191 473
	254	妊婦等包括相談支援事業（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業伴走型相談支援事業）	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施する。	192

基本目標6 将来を見据えた子どもの健康づくりにつながる取組を推進します

（1）子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	255	乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。	196 221
	256	小児急病診療事業	休日、夜間等における小児急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。	
	257	子どもの事故予防対策	事故等から乳幼児を守り、子どもたちが安全に生活できるよう、事故予防啓発のパネル展示や物品を設置するとともに、健康づくりのイベントや講座を実施する。	
	258	かんがる～歯科健診（う蝕ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査）	幼児歯科健康診査等でう蝕ハイリスク児と判断された児とその保護者又は心身に障害を持つ児とその保護者に対し、歯科健康診査と歯科保健指導を実施する。	204
★	259	親子で歯っぴぃちゃれんじ大作戦（乳幼児むし歯予防教室）の開催	10か月～1歳2か月の乳幼児とその家族を対象に、むし歯予防についての講義、体験、実習などを実施する。	226
	260	地域の子育て広場における講座の充実	地域の子育て広場において実施している講座の充実を図る。	243 448
★	261	離乳食教室	はじめての子どもを持つ家族が、主に乳児期の食生活に関して必要な知識及び技術を習得する。	244

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	262	母子栄養相談（母と子の栄養相談）	管理栄養士又は栄養士が子どもとその保護者、妊産婦等へ栄養に関する助言及び指導を行う。	245
	263	地域における食育の推進	相模原市食生活改善推進団体わかな会に事業を委託し、調理実習等を通じて食に関する知識の普及を行う。	
	264	認定こども園・幼稚園・保育所等における食育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所等における正しい食習慣の習得や栄養バランスの確保等、食育の推進を図る。	
	265	健康な生活に関する指導の充実	各校の食に関する指導が推進されるよう、食育担当者会の開催や市内栄養教諭が食育推進について検討する食育推進プロジェクト会議、栄養教諭を中核としたネットワークグループ協議会を開催し、各校の食育推進の支援を図る。	
★	266	幼児の良い生活習慣普及啓発事業	おおむね0歳から就学前の幼児とその保護者を対象に、子どもの肥満や生活習慣病予防を目的に、子どもの食生活に関する講座や体験を実施する。	
	267	児童生徒の健康診断	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。	
	268	学校歯科巡回指導	市内小学校・義務教育学校の2、5年生を対象に、歯科衛生士が学校を巡回し、歯科保健指導を行う。	
㊐	269	禁煙ポスターの配布	世界禁煙デーポスターを公民館や公園のほか、乳幼児健診の来所者をターゲットに来所者の動線上に掲示する。庁内関係課・機関で受動喫煙防止のポスターを掲示する。	
㊐	270	世界禁煙デー等における普及啓発事業の実施	世界禁煙デー及び世界ＣＯＰＤデーにおいて、横断幕設置、パネル展示、広報紙への掲載、庁内放送による禁煙の啓発等を実施する。	

（2）子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	271	ＨＩＶ/エイズ等の相談・検査事業	ＨＩＶ/エイズ・性感染症に関する相談やＨＩＶ等の抗体検査を行う。	
	272	ＨＩＶ/エイズ・性感染症予防対策事業	ＨＩＶ/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。	
	273	「性に関する指導の手引き」の活用及び改訂と性に関する指導の推進	各学校で共通理解を図りつつ教育活動全体を通じて、性に関する指導の啓発を進めるとともに改訂した「性に関する指導の手引き」の周知を図る。	
	274	薬物乱用防止対策事業	低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、薬物乱用防止に関連する地域の団体と連携し、啓発活動を実施する。	
	275	喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の推進	薬物乱用防止教室について、中学校においては全校実施、小学校においては地域の実態に応じ開催に努めることを周知し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	
	276	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。	22 38
	277	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。	39

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	278	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。	40
	279	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。	41
㊐	280	校内教育支援センター（校内登校支援教室）の設置促進	様々な要因（主に心理的な要因）により教室で過ごすことが困難な児童生徒を対象に、居場所の確保及び学びの場の保障を図るとともに、設置を促進する。	42
	281	相談指導教室事業	様々な要因（主に心理的な要因）により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。	43
	282	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。	32 44
	283	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。	249 384
★	284	思春期出前講座	思春期の子どもたちが、生命の大切さを再認識し、自己肯定感を育てるきっかけを作るとともに、思春期の特徴や性に対する正しい知識を得ることにより、将来を見通して意思決定する能力を高めることを目的に講義を行う。	173 412
㊐	285	大学等との連携による普及啓発事業の充実（妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて）	市内の大学に乳がん、子宮頸がん啓発のチラシ及び啓発ノベルティの配布を依頼する。また、はたちのつどいでポスター展示、啓発ノベルティを配布する。	174 413
㊐	286	デートＤＶ防止の取組	デートＤＶ（恋人間の暴力）に対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図るため、市内中学校３年生にデートDV防止カードを配布する。	
	287	受動喫煙防止教育の実施	健康づくり普及員連絡会に事業を委託し、教育と普及啓発を実施する。	

基本目標7　さまざまな状況にある子どもや家庭を支援する取組を推進します

（1）ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	288	保育所等の利用調整	入所申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、利用調整に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	
	289	児童クラブ入会の選考	入会申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、入会審査に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	
	290	市営住宅入居者の選考	入居申込みの資格を有する子育て世帯について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	291	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の生活環境の大きな変化や病気等の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の手助けを行う。	
	292	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。	358
	293	就学援助費の交付	経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	386 464
	294	ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	ひとり親家庭等施設利用証（本市）や母子福祉入場優待証（神奈川県）を発行し、施設使用料の優待を行う。	
	295	無料職業紹介事業	求職中のひとり親家庭の父母や寡婦に対し、相模原市総合就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリング及び求人開拓により集めた求人情報を元にした職業紹介を行う。	
★	296	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。	459
	297	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	390 460
	298	特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、ＪＲ通勤定期を購入する際に割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。	
★	299	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の３月31日まで児童扶養手当を支給する。（所得制限あり）	457
	300	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（所得制限あり）	454
	301	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	458
★	302	ひとり親家庭に対する支援制度の周知の充実	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、インターネットの活用により、周知方法を充実する。	
	303	ひとり親家庭相談の充実	相談員が、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援等の相談に応じ、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや就業相談も行う。	
	304	養育費支払や面会交流の実現に向けた広報・啓発活動の推進	養育費の支払（確保）や親子交流について、インターネットの活用等により、周知を図る。	
	305	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。	389
	306	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行う。	
	307	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。	383
	308	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。	380

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	309	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者（生活保護受給者は除く）の自立を促進するため、対象者の生活状況・ニーズに応じ個々の自立支援計画書を策定し、就職支援センターやハローワークと連携を図りながら継続的な自立就労支援を行う。	
	310	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。（上限額あり）	382 462
㊎	311	公正証書等作成支援補助金の支給　※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用等を補助する。	470
㊎	312	養育費保証促進補助金の支給　※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を補助する。	471

（2）配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	313	療育体制の充実	発達及び障害に関する相談・評価を行い、子どもの見立てと保護者支援を行う。初期療育、機能訓練等を実施する。	36 214
	314	障害児入所・通所給付費等の支給	障害児の能力や可能性を伸ばし、将来自立した生活を送ることができるよう、通所及び入所支援等を利用した場合、その費用を支給する。	
	315	障害児者介護給付費等の支給	障害児が居宅介護、日中活動系サービス、短期入所等の障害福祉サービスを利用した場合、その費用を支給する。	
	316	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。	37
	317	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 45 248 373
★	318	市立児童発達支援センターの運営	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であり、就学前の発達に遅れのある子どもの通所施設として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供、また、家族、指定障害児通所支援事業者等に、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	66
㊎	319	民間児童発達支援センターの運営支援	各区における児童発達支援センターの運営支援及び技術支援を行う。	67
	320	要医療ケア障害児在宅支援事業	医療的ケアを要する重症心身障害児等が在宅で生活するために必要な支援を行う。	
	321	「福祉のしおり」の発行	障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。	
	322	障害福祉相談員の配置	障害のある人及びその家族の生活等の相談に応じるため、障害福祉相談員を配置し、必要な助言を行う。	
	323	身体障害児者補装具費の支給	身体障害児の日常生活の向上を図るために必要な補装具を購入及び修理するための費用を支給する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	324	障害児者日常生活用具給付等事業	障害児の日常生活を容易にするため、障害のある人が使いやすいように作られた日常生活用具の給付等を行う。	
	325	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成する。	
	326	障害児訓練器具等購入費助成事業	身体障害又は知的障害のある児童に対し、訓練器具、介助用具及び生活補助器具の購入費を助成する。	
	327	障害児者入浴サービス事業	在宅において入浴が困難な重度障害児に対して、訪問による入浴サービスを提供する。	
	328	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。	114
	329	住宅設備改善費の助成	在宅の重度障害児が居宅内の住宅設備を障害に適するように改善するための経費を助成することにより、在宅生活を容易にする。	
	330	自動車燃料費の助成	在宅の重度障害児等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。	
	331	福祉タクシー利用料の助成	在宅の重度障害児等がタクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。	
	332	移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	屋外での移動に困難がある障害児について、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援としてガイドヘルプサービス費を給付する。	
	333	送迎支援等の検討	自らの力で通学が困難な児童生徒の現状把握と福祉サービスの活用を含めた移動手段の確保の検討をする。	
	334	重症心身障害児者訪問看護支援事業	在宅の重症心身障害児を対象に、医療サービスで実施する訪問看護に連続して福祉サービスによる訪問看護を実施する。	
	335	自立支援医療（育成医療）の給付	身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障害児に対し、医療費を給付する。	
	336	障害児福祉手当の支給	在宅の20歳未満の最重度障害児で、日常生活に常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。	
	337	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。	462
	338	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。	455
	339	障害者歯科診療事業	相模原市歯科医師会が行う相模原口腔保健センターを活用した障害児（者）への歯科診療に対し助成する。	
	340	乳幼児健康診査事後指導教室	乳幼児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。	199 224
★	341	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。	58
	342	支援教育の推進	「相模原市教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。	83
	343	初期療育サロン	各区子育て支援センターにおいて、短期間の小グループでの療育を通して、子どもの見立てと保護者支援を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	344	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、その保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	469
	345	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。	76 375
	346	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	医療的ケア児等に対する切れ目のない支援が行えるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設け、支援体制の充実及び市域の課題について検討する。	
	347	発達障害児等保護者支援の充実	幼児期から学齢期の発達障害児等の保護者を対象に、子育てや子どもとの関わり方等についての講座等を企画・開催し、保護者支援の充実を図る。	
㊐	348	ヤングケアラー等に対する支援	ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	

（3）多様な文化的背景を持った子どもとその家庭を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	349	産前・産後サポート事業	日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人妊産婦等が通訳を介することにより、相談しやすい環境を整えるとともに、孤立感の解消を図る。	186 217
	350	通訳、翻訳ボランティアの派遣等	さがみはら国際交流ラウンジの登録ボランティアを福祉や医療の現場で必要とされる通訳・翻訳業務に派遣する。	
	351	国際交流ラウンジ事業	外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、ボランティア活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」の充実を図る。	
	352	外国人懇話会の開催	住みよいまちづくりを推進するため、市内に暮らす外国人市民と市が語りあい、多様な意見をまちづくりに反映する取組を進める。	
★	353	外国人相談の実施	外国人市民を対象にした市民相談、法律相談、在留手続相談を行う。	
★	354	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。	82
★	355	「くらしのガイド」外国語版の作成	市内在住外国人支援の一環として、暮らしに必要な情報を提供するため、「くらしのガイド」を多言語で作成し、市ホームページに掲載する。	

（4）配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	356	配偶者暴力相談支援センター事業	ＤＶ被害者の支援を目的とした相談や自立に向けた支援等を行う。	
★	357	こども家庭相談事業	相談員が、家庭における乳幼児の養育及び療育に関する相談や困難な問題を抱える女性からの相談等に応じ、専門的技術に基づく援助を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	358	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。	292
	359	面前ＤＶによる子どもへの影響に対する支援	児童虐待とＤＶの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。	14

（5）社会的養育体制の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	360	子どもの権利擁護の推進	社会的養護を必要とする子どもについて、被措置児童等虐待の防止や適切な対応を行うとともに、「子どもの権利ノート」や「意見表明等支援事業」により、権利侵害や困り事への対応や自らの意見を表明することを支援する。	
	361	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援の充実を図る。	8
	362	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。	16
	363	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。	17
	364	家庭支援の充実	社会的養護を必要とする子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するとともに、養育環境に課題を抱える居場所のない児童に対し、学習サポートを行うなど、支援の充実を図る。	18
	365	里親制度の普及啓発	市民に対する里親制度の普及啓発を通じ、新たな里親を開拓するため、里親会や民間フォスタリング機関などと連携し、広報啓発活動の充実・強化を図る。	
★	366	里親委託等の推進	里親委託等を推進するため、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設を促進するとともに、民間フォスタリング機関と連携し、里親等に対する支援の充実や里親支援を推進する。	
★	367	児童養護施設等の小規模化・地域分散化	児童養護施設等で生活する子どもに対し、できる限り良好で家庭的な環境での養育を行うため、児童養護施設等の小規模グループケア化及びグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の整備を実施する。	
	368	児童養護施設等の高機能化・多機能化	児童養護施設等での専門的ケアの充実に向け、高機能化を促進するとともに、地域における社会的養育の強化を図るため、児童養護施設等の機能を生かした地域支援や在宅支援の実施を検討し、施設の多機能化を図る。	
★	369	児童心理治療施設の整備	心理的なケアを必要とする子どもに対し、心理治療など専門的なケアと養育を行うため、児童心理治療施設の整備等に向け、具体的な検討を進める。	
	370	自立支援の充実	社会的養育により育った子どもに対し、地域社会での自立に向けた支援を行うため、児童自立生活援助事業所の開設を促進するとともに、社会的養護自立支援拠点事業により、自立に向けた生活支援等の充実を図る。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	371	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等に入所している者、里親に委託されている者等の施設等の退所後の生活に際し、社会的な自立を促進するために必要な身元保証人を確保することを目的として、被保証人の損害保険契約にかかる保険料を助成する。	
	372	子育て支援センターの充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	10 35 246
	373	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 45 248 317
	374	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の運営	児童相談所による措置等に関して、より専門的な調査・審議を行うため、同部会を運営し、児童相談所の専門性の向上を図る。	
	375	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。	76 345

（6）子どもの貧困対策を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	376	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。	125
	377	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援（相模原市子ども健全育成事業）	高校進学の促進や高校中退防止、将来自立していくために重要な学力や社会性を獲得するため、学習支援や進路相談、時節を捉えた行事の開催等を行う。	159
	378	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援（相模原市若者自立サポート事業）	居場所の提供を通じて、高校中退、不登校等様々な課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の獲得のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。	163
	379	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。	94
★	380	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。	308
	381	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。	95

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	382	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。（上限額あり）	310 461
	383	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。	307
	384	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。	249 283
	385	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う(令和８年度に全員喫食に移行予定)。	468
★	386	就学援助費の交付	経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	293 464
	387	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	466
★	388	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	467
	389	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。	305
	390	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	297 460

基本目標8 子育てに対する社会の理解を広める取組を推進します

（1）性別を問わず、仕事と子育ての両立ができる環境整備に取り組みます

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	391	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援するため、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。	435
	392	子育て短期支援事業	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う。 また、親子で利用することにより、適切な親子関係を学ぶ機会とし、相談支援、保護者のエンパワメント支援を行う。	
	393	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。	57
	394	さがみはら休日一時保育事業の推進	休日における保護者の多様な保育ニーズに対応するため、「さがみはら休日一時保育事業」を推進する。	59

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	395	夜間保育の実施	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を実施する。	60
★	396	病児・病後児保育の推進	子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病児・病後児保育事業を推進する。	61
★	397	公立保育所・認定こども園の保育環境の確保と保育サービスの充実	「相模原市公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び認定こども園の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、サービスの充実を図る。	71
	398	保育所の新設による受入れの拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。	62
	399	保育所等の定員の確保	認定こども園等への移行や既存施設の定員変更などにより、保育ニーズに対応した保育定員を確保する。	63
	400	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。	64
	401	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。	49
	402	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営に対する支援を行う。	50
	403	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。	417
	404	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。	51
★	405	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。	110
	406	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。	111
	407	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。	112
	408	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。	165 415
	409	保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。	48
㊎	410	認定取得企業支援事業	「子育てサポート企業」としての国の認定取得を目指す市内企業に対し、職場環境の整備や両立支援の取組等に要する費用を補助するとともに、アドバイザー派遣による伴走支援を行う。	168 416

（2）家事や子育てを性別を問わずに担う意識を醸成します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	411	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	男女が共に家事や育児を担えるよう、男女共同参画推進センターを中心に男性向けの育児講座等を開催するとともに、子育てガイド等を通じて情報提供を行う。	172 250

（3）次代の親の育成に取り組みます

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	412	思春期出前講座	思春期の子どもたちが、生命の大切さを再認識し、自己肯定感を育てるきっかけを作るとともに、思春期の特徴や性に対する正しい知識を得ることにより、将来を見通して意思決定する能力を高めることを目的に講義を行う。	173 284
㊐ ★	413	大学等との連携による普及啓発事業の充実（妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて）	市内の大学に乳がん、子宮頸がん啓発のチラシ及び啓発ノベルティの配布を依頼する。また、はたちのつどいでポスター展示、啓発ノベルティを配布する。	174 285

（4）子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
㊐ ★	414	「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施	結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえ、社会に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指し制定する「相模原市子育て応援条例」（令和７年４月施行予定）に基づき、社会全体で子育て世代を応援する気運の醸成に取り組む。	167 419
	415	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。	165 408
㊐	416	認定取得企業支援事業	「子育てサポート企業」としての国の認定取得を目指す市内企業に対し、職場環境の整備や両立支援の取組等に要する費用を補助するとともに、アドバイザー派遣による伴走支援を行う。	168 410
★	417	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。	403
	418	院内保育事業	医師・看護師等の定着・確保を図るために、病院に勤務する医師・看護師等の乳幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。	

基本目標9　地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します

（1）地域で子育てを応援し、支える気運を高めます

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
㊎	419	「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施	結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえ、社会に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指し制定する「相模原市子育て応援条例」（令和７年４月施行予定）に基づき、社会全体で子育て世代を応援する気運の醸成に取り組む。	167 414
★	420	子育て応援パスポート事業（子育て応援店事業）	子育てを応援する市内事業所等が子育て応援等に取り組みやすい仕組みを整備し、社会全体で子育てを応援する気運を醸成し、子育てしやすい環境づくりに寄与する。	

（2）親子交流の場の提供や情報提供、相談の実施等、地域における子育て支援を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	421	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。	227
	422	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。	228
	423	保育所等における子育て広場事業の推進	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所等の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消する取組を推進する。	229
	424	ふれあい親子サロン	子育て広場を実施していないこどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等による「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。	230
	425	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。	231
	426	地域の子育て活動の支援	保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。	
	427	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。	251
	428	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭時等に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。	56
	429	中学校部活動支援事業	生徒がより専門的な指導を受けられるよう「部活動技術指導者」を派遣するとともに、単独での指導や引率が可能な「休日等部活動指導員」を配置し、生徒の活動機会と教員の負担軽減を図る。	
	430	青少年指導委員活動の推進	青少年団体の指導育成や地域社会における青少年活動を推進するため、青少年指導委員の資質の向上を図る。	
	431	スポーツ推進委員活動の推進	スポーツ講習会や大会の企画･運営等、地域におけるスポーツを振興するため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	432	地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり	幼稚園等における子育て相談や園庭・園舎の開放、未就園児の親子登園、情報提供等、幼稚園等が行う地域における子育て支援を促進する。	
	433	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援するため、4か月児健康診査に合わせて、絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。	239
	434	みどりの少年団の育成	みどりに関する学習活動、奉仕活動及びレクリエーション活動を行う「みどりの少年団」に対し、その活動を支援する。	
★	435	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援するため、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。	391
★	436	さがみはら子育て支援者ネットワーク事業（地域子育て支援事業）	子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。	
	437	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の協働運営	市民や企業からの寄附金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンド」の協働運営を行い、市民が自主的に行う社会貢献活動を支援する。	
	438	コミュニティビジネスの普及・推進	コミュニティビジネス（※）の普及・促進を図る活動として、支援サイトの運営や相談会を実施する。 ※子育て支援に関わるものを含めた地域課題やニーズをビジネスの手法（有償サービス）により解決・実現していく取組。	
	439	ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の研修の充実	子育て家庭を地域で支援することを目的として組織したファミリー・サポート・センター事業の援助会員に対する研修の充実を図る。	
	440	子育てサポーターの育成	地域の支え合いと市民とのパートナーシップにより、地域における子育て支援を実施するために、「子育てサポーター」を育成するとともに、活動の促進を図る。	
	441	コミュニティ・スクール推進事業	地域と学校がビジョンを共有しながら連携・協働して教育活動を行う「地域とともにある学校づくり」を実現させるための仕組みであるコミュニティ・スクールを推進する。	
	442	地域の子育て広場の連携強化	市内で実施している地域の子育て広場に携わる団体やスタッフと行政の連携を図る。	
	443	地域学校協働活動の推進	地域と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むため、地域の様々な団体等と連携しながら、地域学校協働活動を推進する。	
㊐	444	包括的支援体制の整備	介護と育児のダブルケアやヤングケアラーなどの個人や世帯が抱える複合化・複雑化した多様な問題に対応できるよう、【包括的な相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の3つの支援を一体的に実施し、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。	47 126
	445	健康づくり普及員活動の推進	地域における子育て支援を実施するために、「健康づくり普及員」を養成するとともに、活動の促進を図る。	

（3）子育てに関する情報提供及び学習機会の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	446	副読本教材等の発行	児童生徒の学びや家庭教育を支援するために、各種教育に関わる副読本教材を発行し、各小中学校の児童生徒へ配布する。	
	447	子どもの発達を理解するための講座の実施	子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めるための講座を実施する。	
★	448	地域の子育て広場における講座の充実	地域の子育て広場において実施している講座の充実を図る。	243 260
	449	家庭教育についての学習機会の提供	家庭教育について保護者への啓発や地域での理解を促進し、家庭や地域での教育力向上を図るため、相模原市ＰＴＡ連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施する。	
★	450	育児情報提供環境の充実	子育て家庭がいつでも子育てに関する情報を取得できるよう市ホームページ等による情報提供の充実を図る。	
	451	広報誌「てんとうむし」の発行	広報誌「てんとうむし」を通じて、青少年の問題行動への対応の仕方や予防的な取組の在り方等について、広く市民や学校関係者の啓発を図る。	
★	452	「子育てガイド」の発行	子育て家庭を支援するため、妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報から各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談の情報等を一元的に掲載した「子育てガイド」を発行する。	

基本目標10 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりを推進します

（1）子育て家庭への経済的支援に取り組みます

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	453	子どもの医療費の助成	子どもの健康の保持及び保護者の経済的負担を軽減するため、高校生世代までの医療費を助成する。（高校生世代は所得制限あり）	
	454	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（所得制限あり）	300
	455	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。	338
★	456	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る観点から、18歳に到達した後の最初の３月31日までの児童を養育している者に「児童手当」を支給する。	
	457	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の３月31日まで児童扶養手当を支給する。（所得制限あり）	299
	458	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	301

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	459	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。	296
	460	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	297 390
	461	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。（上限額あり）	310 382
	462	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。	337
	463	小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。	207
	464	就学援助費の交付	経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	293 386
㊎	465	物価高騰に伴う学用品の保護者負担の軽減	家庭で負担している学用品のうち、使用期間が比較的短い、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない等、各自で用意する必要があるものかどうか精査し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る。	
	466	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	387
	467	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	388
	468	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う。	385
	469	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、その保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	344
㊎	470	公正証書等作成支援補助金の支給　※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用等を補助する。	311
㊎	471	養育費保証促進補助金の支給　※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を補助する。	312
㊎ ★	472	子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業	本市への移住・定住の推進及び中古住宅の流通を図ることを目的とし、子育て世帯等が中古住宅を購入する際に要する費用の一部又は、子世帯が親世帯と同居するために親世帯が所有する住宅を改修する際に要する費用の一部を補助する。	
	473	妊婦のための支援給付（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業経済的支援）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付（経済的支援）を実施する。	191 253

（2）事故、犯罪・災害から子ども・若者を守り安全に暮らすことができる取組を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	474	交通安全教室の開催	防犯交通安全指導員が、横断の仕方、自転車の正しい乗り方、信号機の見方等を指導し、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。	
	475	安全・安心パトロール	毎月20日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において、安全・安心パトロールを実施し、交通安全に努める。	
	476	鹿沼児童交通公園の活用	一般道路と同一の形態となっている園内で、交通知識や交通マナーの習得のため、来園者に遊具の貸出しを行う。	
	477	交通安全母の会への支援	相模原市交通安全母の会連合会及び10地区の交通安全母の会に対して助成を行う。	
★	478	就学前児童の交通安全対策の推進	保育所等と関係機関が連携し、就学前児童等が日常的に集団で移動する経路等の点検や交通安全教室等により、就学前児童の安全性の確保・向上を図る。	
★	479	通学路における交通安全対策の推進	通学路交通安全プログラムに基づき、市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等が協力し、通学路における安全対策の改善を行い、安全性の確保を図る。	
㊐	480	スクールガード・リーダーの配置	通学路の点検や見守り活動者への支援、安全対策に関する学校への助言を行うため、交通安全に関する専門的な知識を持ったスクールガード・リーダーを配置する。	
	481	街区公園等における遊具の安全点検及び改修事業	街区公園等における遊具の事故を未然に防ぐため、国が定めた指針に基づき、有資格者等による安全点検を行うとともに、遊具の補修や更新を行う。	
	482	防犯講習会	防犯交通安全指導員が、犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、犯罪にあわないための知識や、不審者への対策などについて防犯講習会を実施する。	
	483	防犯活動団体の支援	防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪のない明るい社会の実現に向け、防犯協会を中心とした防犯活動団体を支援する。	
	484	防犯活動物品購入支援事業補助金の交付	子どもの見守りを含め、地域の防犯パトロール等を行う自治会等の団体に対し、防犯活動物品購入支援事業補助金を交付し、市民の自主防犯活動を支援する。	
	485	防犯灯の設置及び維持管理	夜間における犯罪を防止し、市民の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。	
	486	こども110番の家の設置	子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになったときに、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。	
	487	走るこども110番の家の設置	市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。	
	488	監視カメラ、センサーライトの維持・管理	不審者の侵入を未然に防ぐため、全小学校校門付近に向けて設置された監視カメラ等を継続的に維持・管理していく。	
	489	安全・安心メールによる情報提供	「安全・安心メール」により犯罪情報や不審者情報等を電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信する。	
	490	学童通学安全指導員の配置	登下校時における児童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。	
	491	学校安全活動団体設立支援事業	児童生徒の安全確保に係る地域の取組を支援するため、小学校を中心として地域住民が主体となった子ども安全見守り活動団体の活動に対し助成する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
㊐	492	ながら見守り活動の普及	登下校時間帯に合わせて買物などに出かける、通学路を中心に犬の散歩をするなど、時間と場所を工夫して、何かをしながら登下校中の児童を見守る、ながら見守り活動の普及に努める。	
	493	子ども安全教室	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための身に付けてほしい内容を厳選した「子どもの安全教室」を活用することにより、自分を大切にする気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。	21
	494	防犯ブザーの支給	登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、防犯ブザーを支給する。	
	495	保育所等における災害対策の推進	各施設が作成する防災及び災害対応マニュアル等を活用し、園児の保護、引渡しを、円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。	
	496	児童厚生施設等における災害対策の推進	市や事業者が作成する非常災害に対する計画やマニュアル等を活用し、児童クラブ等における児童の保護、引渡しを、円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。	
	497	さがプリコ（電子母子健康手帳アプリ）	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信の実施や、市で開催する母子保健事業等へのオンライン予約サービスを実施する。	188
★	498	災害時の安全確保	児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識、地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図る。	

（3）誰もが安心して過ごすことができる空間づくりなど、人にやさしいまちづくりを推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	499	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」や県の「みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようデザインするユニバーサルデザインの考えを普及・啓発する。	
	500	木もれびの森づくり事業	「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、自然環境に配慮した森の適正な維持管理を進めるとともに、自然とのふれあいの場等として有効に活用する。	
	501	市民ふれあいの森づくり事業	市街地に残る良好な緑地を「市民緑地」及び「市民ふれあいの森」等として指定し、市民等と協議して効果的に保全・活用を行う。	
	502	市民の手による街区公園・緑道の美化推進	地域への愛着や関心、市民同士の交流を深めるため、自治会や子ども会等市民が主体的に、街区公園や緑道の清掃・除草や花壇の整備等を行う。	
★	503	都市公園の整備推進及び子育て応援公園改修事業	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。また、子育て世帯のニーズへ対応するため、利用しやすく、魅力的な子育て応援公園の改修・更新を進める。	122

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	504	都市公園のバリアフリー化等の推進	都市公園において、妊婦、子ども及び子ども連れの人が使いやすいように、段差の解消等、公園施設のバリアフリー化を図る。また、公園内の見通しを良くするなど、防犯に配慮し、安心して利用できる公園づくりを行う。	
	505	公共交通機関におけるバリアフリー化の促進	駅舎へのエレベーター等の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を促進する。	
	506	交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備	相模大野駅周辺地区約40ha内にある特定経路等において、歩道の新設、拡幅改良を進めるとともに、歩道の段差や傾斜の改善、点字ブロックの整備を行う。	
★	507	“ひと”にやさしいみちづくり	自動車や自転車、歩行者の構造的な分離といった道路の適正な空間整備など、誰もが安全に安心して移動できる道づくりを行う。	

附属資料

Ⅰ 計画策定経過

	年月日	子ども・子育て会議	児童福祉専門分科会
令和５年度	令和５年 ５月24日	第１回子ども・子育て会議・諮問	
	７月10日	第２回子ども・子育て会議	
	９月28日		第63回児童福祉専門分科会
	10月11日	第３回子ども・子育て会議	
	10月17日 ～10月31日		第64回児童福祉専門分科会 （書面会議）
	11月30日	第４回子ども・子育て会議	
	令和６年 ２月	市民ニーズ調査の実施	
	２月８日	第５回子ども・子育て会議	
	３月19日		第65回児童福祉専門分科会
	３月25日	第６回子ども・子育て会議	
令和６年度	令和６年 ４月25日	第１回子ども・子育て会議	
	５月16日		第66回児童福祉専門分科会
	５月23日	第２回子ども・子育て会議	
	６月12日		第67回児童福祉専門分科会
	６月23日	子ども・若者の声シールアンケート①	
	６月25日	第３回子ども・子育て会議	
	７月13日	子ども・若者の声シールアンケート②	
	７月19日	第４回子ども・子育て会議	
	７月20日	大学生等意見聴取	
	７月26日 ～９月23日	インターネット特設サイト　こども・若者アンケート	
	８月19日	第５回子ども・子育て会議	
	９月27日	第６回子ども・子育て会議	
	10月３日	答申	
	12月５日		第68回 児童福祉専門分科会児童部会
	12月15日 ～令和７年1月21日	パブリックコメント	

2 相模原市子ども・子育て会議委員名簿

（令和７年３月）

	氏　　名	推　薦　団　体　等
会　長	片　山　知　子	学校法人　和泉短期大学児童福祉学科 特命教授
副会長	園　田　　巌	学校法人　東京都市大学人間科学部准教授
委　員	朝比奈　太　郎	相模原市私立保育園・認定こども園園長会
〃	安　西　俊　一	相模原市学童保育連絡協議会
〃	石　井　康　子	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
〃	押　田　裕　輔	公募市民
〃	川　井　赳　彦	一般社団法人　相模原市幼稚園・認定こども園協会
〃	後　藤　　亮	公募市民
〃	笹　嶺　由　香	相模原市立小学校長会
〃	田　川　継　世	一般社団法人　相模原市ひとり親家庭福祉協議会
〃	野　口　和　代	特定非営利活動法人　相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
〃	馬　場　眞由美	相模原市民生委員児童委員協議会
〃	布　施　昭　愛	相模原商工会議所
〃	増　田　貴　範	日本労働組合総連合会神奈川県連合会　相模原地域連合
〃	三　浦　友　則	相模原保育室連絡協議会

（委員は50音順）

3 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

（令和７年３月）

	氏　　名	推　薦　団　体　等
会　長	中　安　恆　太	学校法人　和泉短期大学准教授
副会長	竹　下　昌　之	学校法人　相模女子大学専務理事
委　員	井　上　成　子	相模原市立小中学校長会（中沢中学校）
〃	内　田　紀　子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会
〃	大　貫　君　夫	相模原市民生委員児童委員協議会
〃	笹　野　章　央	相模原市社会福祉協議会
〃	品　川　洋　一	相模原市医師会
〃	田　川　継　世	一般社団法人　相模原市ひとり親家庭福祉協議会
〃	田　島　敏　樹	相模原市医師会
〃	永　保　貴　章	一般社団法人　相模原市幼稚園・認定こども園協会
〃	宮　﨑　文　枝	相模原人権擁護委員協議会
〃	横　堀　昌　子	学校法人　青山学院大学教授

（委員は50音順）

4 令和5年度市民ニーズ調査の概要

本編（第3章～第5章）において引用している「令和5年度市民ニーズ調査」の概要です。

（1）調査の目的

本計画の策定に当たり、子育て家庭の生活実態や子育てサービスへのニーズ等を把握することを目的とし、「次期『さがみはら子ども・若者応援プラン』の策定に向けた市民ニーズ調査」を実施しました。

（2）調査票の種類と調査対象者等

	調査対象者	調査件数
1-1	就学前児童の保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	2, 000件
1-2	就学前児童の保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	2, 000件
1-3	就学前児童の保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	1, 000件
1-4	就学前児童の保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	1, 000件
2-1	小学校児童～17歳の子どもの保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	4, 000件
2-2	小学校児童～17歳の子どもの保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	4, 000件
2-3	中学生の子どもの保護者（住民基本台帳から無作為抽出）	1, 000件
3-1	令和５年度に10歳、12歳、14歳、17歳を迎える人 （住民基本台帳から無作為抽出）	4, 000件
3-2	令和５年度に10歳、12歳、14歳、17歳を迎える人 （住民基本台帳から無作為抽出）	4, 000件
3-3	令和５年度に10歳、12歳、14歳、17歳を迎える人 （住民基本台帳から無作為抽出）	4, 000件
4	令和５年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える人 （住民基本台帳から無作為抽出）	2, 000件
5	40歳～75歳の市民（住民基本台帳から無作為抽出）	2, 000件
6	ひとり親家庭等の方（児童扶養手当台帳から無作為抽出）	1, 000件

（3）調査の実施方法と配布・回収状況

① 調査時期と調査方法

調査時期：令和6年2月

調査方法：Webアンケートフォーム（希望者には紙調査票を配布・回収）

② 調査票配布・回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率
1-1　就学前児童の保護者	2,000	584	29.2%
1-2　就学前児童の保護者	2,000	525	26.3%
1-3　就学前児童の保護者	1,000	351	35.1%
1-4　就学前児童の保護者	1,000	311	31.1%
2-1　小学校児童～17歳の子どもの保護者	4,000	987	24.7%
2-2　小学校児童～17歳の子どもの保護者	4,000	967	24.2%
2-3　中学生の子どもの保護者	1,000	280	28.0%
3-1　令和５年度に10歳、12歳、14歳、17歳を迎える人	4,000	919	23.0%
3-2　令和５年度に10歳、12歳、14歳、17歳を迎える人	4,000	861	21.5%
3-3　令和５年度に10歳、12歳、14歳、17歳を迎える人	4,000	736	18.4%
4　令和５年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える人	2,000	240	12.0%
5　40歳～75歳の市民	2,000	309	15.5%
6　ひとり親家庭等の方	1,000	250	25.0%
合　　計	32,000	7,320	22.9%

5 子ども・若者の意見聴取

こども基本法に基づき、子ども・若者の意見聴取を行っていくに当たり、まず、どのような手法で意見を聴くのが良いかについて、シールアンケート、大学生等意見聴取、インターネット特設サイトでのアンケートを実施し、その結果に基づいて、様々な場所に直接赴いて意見を聴取する取組を実施しました。

(1) 子ども・若者の声シールアンケート

次の会場でブース出展し、該当する答えにシールを貼ってもらうアンケートを実施しました。

① 令和6年6月23日 第20回さがみはら環境まつり
（青山学院大学相模原キャンパス）

② 令和6年7月13日 SC相模原ホームゲーム
（相模原ギオンスタジアム）

【アンケート結果】

質問：あなたにとって、意見を伝えやすい方法はどれですか。

	小学生（低）		小学生（高）		中学生		高校生		大学生以上		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1．会って話す	**99**	**47.8**	**66**	**57.4**	**14**	**38.9**	**6**	**42.9**	45	39.8	**230**	**47.4**
2．オンライン	26	12.6	5	4.3	5	13.9	1	7.1	10	8.8	47	9.7
3．電話	23	11.1	5	4.3	2	5.6	1	7.1	2	1.8	33	6.8
4．インターネットのアンケート	36	17.4	33	28.7	12	33.3	**6**	**42.9**	**47**	**41.6**	134	27.6
5．手紙・意見箱	15	7.2	6	5.2	3	8.3	0	0.0	8	7.1	32	6.6
6．わからない	8	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	1.6
7．その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	1	0.2
計	207	100.0	115	100.0	36	100.0	14	100.0	113	100.0	485	100.0
構成割合	42.7%		23.7%		7.4%		2.9%		23.3%		100.0%	

小学校低学年から中学生までは「会って話す」が最も多く、高校生では「会って話す」と「インターネットのアンケート」が同数、大学生以上では「インターネットのアンケート」が最も多い結果となりました。

質問：相模原市へ意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会があれば、参加したいと思いますか。

	小学生（低）		小学生（高）		中学生		高校生		大学生以上		計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
1．はい	**127**	**64.8**	**81**	**70.4**	**14**	**41.2**	**11**	**78.6**	**80**	**72.1**	**313**	**66.6**
2．いいえ	20	10.2	12	10.4	10	29.4	1	7.1	13	11.7	56	11.9
3．わからない	49	25.0	22	19.1	10	29.4	2	14.3	18	16.2	101	21.5
計	196	100.0	115	100.0	34	100.0	14	100.0	111	100.0	470	100.0
構成割合	41.7%		24.5%		7.2%		3.0%		23.6%		100.0%	

全ての年代で「はい」が最も多い結果となりましたが、中学生では「いいえ」「わからない」がそれぞれ約3割となりました。

（2）大学生等意見聴取

市内の大学等在学者、本市在住の大学生等を対象とした食材支援事業の際にブース出展してアンケートを実施し、付箋に意見を記入してもらいました。

○ 令和6年7月20日 さがみはら大学生等未来応援事業（青少年学習センター）

【アンケート結果】

質問：あなたにとって、意見を伝えやすい方法はどれですか。

	件	%	主な意見
1．会って話す	**34**	**41.5**	・相手の表情、感情がわかる ・意見・気持ちを伝えやすい
2．オンライン	12	14.6	・気軽にできる ・時間・場所にとらわれない
3．電話	0	－	
4．インターネットのアンケート	30	36.6	・時間・場所にとらわれない　・直接話さなくて良い ・意見・気持ちを伝えやすい　・気軽にできる
5．手紙・意見箱	4	－	
6．わからない	0	4.9	
7．その他	2	2.4	
計	82	100.0	

「相手の表情、感情がわかる」「意見・気持ちを伝えやすい」等の理由で「会って話す」が最も多く、次いで「時間・場所にとらわれない」「直接話さなくて良い」等の理由で「インターネットのアンケート」が多い結果となりました。

質問：相模原市へ意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会があれば、参加したいと思いますか。

	件	%	主な意見
1．はい	40	50.6	・良いまちにしたい ・自分の意見を発信してみたい ・自分の意見を実現したい
2．いいえ	10	12.7	・市民ではない ・特に不満はない
3．わからない	29	36.7	・日程や機会による ・活動内容が不明のため判断できない ・市民ではない
計	79	100.0	

「良いまちにしたい」「自分の意見を発信してみたい」等の理由で「はい」が最も多く、次いで「日程や機会による」「活動内容が不明のため判断できない」等の理由で「わからない」が多い結果となりました。

（3）インターネット特設サイト　こども・若者アンケート

インターネット上にアンケートサイトを構築し、こども・若者に対して広く意見を聴取しました。

○ 令和6年7月26日～9月23日

対象者：小学1年生から30代の方（市内在住・在学・在勤）

【アンケート結果】

質問：あなたにとって、意見を伝えやすい方法はどれですか。

単位：件

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学生	15～19歳	20歳代	30歳代	計	
1．会って話す	**4**	**3**	**5**	**3**		**5**	1	**5**	4	35	65	34.0%
2．オンライン				1			1	1	3	5	11	5.8%
3．電話										3	3	1.6%
4．インターネットのアンケート	2	2		2	1	3	**3**	**5**	**24**	**51**	**93**	**48.7%**
5．手紙・意見箱	3						1			4	8	4.2%
6．わからない	2				**2**			2	1	1	8	4.2%
7．その他					1	1				1	3	1.6%
計	11	5	5	6	4	9	6	13	32	100	191	100.0%
構成割合	5.8%	2.6%	2.6%	3.1%	2.1%	4.7%	3.1%	6.8%	16.8%	52.4%	100.0%	

小学1年生から4年生・6年生は「会って話す」、小学5年生は「わからない」、中学生は「インターネットのアンケート」が最も多く、15～19歳では「会って話す」と「インターネットのアンケート」が同数、20歳代と30歳代では「インターネットのアンケート」が最も多い結果となりました。

質問：相模原市へ意見を伝えたり、実現に向けて一緒に取り組む機会があれば、参加したいと思いますか。

単位：件

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学生	15～19歳	20歳代	30歳代	計	
1．はい	**8**	**3**	1	**3**	1	2	**3**	3	**19**	**50**	**93**	**48.7**
2．いいえ		1			1	**4**	2	**7**	8	11	34	17.8
3．その他			1	1					2	4	8	4.2
4．わからない	3	1	**3**	2	**2**	3	1	3	3	35	56	29.3
計	11	5	5	6	4	9	6	13	32	100	191	100.0
構成割合	5.8%	2.6%	2.6%	3.1%	2.1%	4.7%	3.1%	6.8%	16.8%	52.4%	100.0%	

全体では「はい」が最も多い結果となりましたが、小学6年生と15～19歳では「いいえ」、小学3年生・5年生では「わからない」が最も多い結果となりました。

（4）その他

令和6年12月15日から令和7年1月21日まで実施した本計画のパブリックコメントのほか、様々な場所に赴き、小学生、中学生、高校生、大学生、保護者など、幅広く意見を聴く取組を実施しました。

○ 小学校

課題は、「困っていること」や「やってほしいこと」を聴き、また、その解決策も考えてもらいました。

【主な意見】

・課題：子どもが楽しくあそべるように、もっと公園などをつくってほしい

⇒解決策：・消費税を少しだけ上げる。　・使っていない場所を広場に変える。

・米軍基地を返してもらう

・課題：公園でボールやブレボーを使えるようにしてほしい

⇒解決策：・その公園の中でボールを使ってもいいゾーン、ダメなゾーンをつくる

・ボールが使える公園、使えない公園を分ける

・公園を大きくする　・ボール遊びができる公園をつくる

・公園に大きな柵をつける

・公園の決まりを作るときには、子どもの意見を聴いてほしい

・課題：公園の遊具が少ない

⇒解決策：・公園の遊具を増やす　・遊具だけの公園をつくる

○ 中学校

課題は、「困っていること」や「やってほしいこと」を聴き、また、その解決策も考えてもらいました。

【主な意見】

・課題：エアコンを増やしてほしい、エアコンを全部屋に設置

⇒解決策：・ストーブを売って、エアコン購入　・市にお願いする

・熱中症の危険があることを市に伝える　・周りから資金集める

・課題：アイスの自販機をつくってほしい、自動販売機がほしい

⇒解決策：・市内の会社へお願いする　・市で用意する

・クラウドファンディング　・市へお願いする

・課題：自習室を学校に作ってほしい、自習する場所をふやしてほしい、
勉強できる場所を増やしてほしい

⇒解決策：・近くの学校の空き教室を開放する　・放課後に空き教室を開放する

・学校への要望　・文部科学省への要望　・図書館を増やす

・地方交付税交付金を増やす

○ 高等学校

課題は、「困っていること」や「やってほしいこと」を聴き、また、その解決策も考えてもらいました。

【主な意見】

・課題：通学費の無償化

⇒解決策：・市が全額又は一部を負担する　・無料のバスを増やす

・子どもは無料にする

・課題：学校に関する費用が高い

⇒解決策：・子どもが多いほど補助金多く貰える制度をつくる

・学校に関する費用を安くする　・小中高の奨学金

・課題：親と話しやすい関係性を築く

⇒解決策：・話し合いの時間を作る　・育児休暇を増やす

・家庭環境に合わせた補助に力を入れる

・バイトの最低賃金を上げてほしい

⇒ 解決策：経済を安定させる

・大学費の無償化

⇒ 解決策：ひとり親家庭や多子世帯への学費の免除

・コミュニティーセンターの近くに木が密集しているところがあり暗かった。

・公園の近くにもっと街灯がほしかった。

・ボールを使える公園がこれ以上減らないでほしい。

○ 大学生

テーマは、結婚、妊娠、出産、子育てなどに対する考えとし、それらに関連した支援策について聴いてみました。

【主な意見】

・晩婚化してきて、2人目を育てるのがそもそもしんどい。

・SNSが浸透し、友だち付き合いも希薄化しているため結婚までいかない。

・お金の心配が常に付き纏う。

・男性の立場からすると、女性を支えないといけないという思いがあるが、実際には、支えるほど稼ぐこともできない。そのため結婚に踏み切る自信がわいてこない。

・期間的な長さを考えると『子育て支援』が一番大事。子育ての不安や心配がなくなれば、結婚や出産に結び付くと考える。

・現状に満足していて、一人が楽だと考える人が増えてきている。出会いの機会を求めるような働きもしないので、何らかの出会いの場の提供が必要。

・公園のトイレもおむつ替えなど、ショッピングセンターのような設備がほしい。

・芝生などがあると、乳幼児がはだしの感覚を育てられる。

・どろんこ遊びなどの後に使える着替えスペースや、お湯が出る水道があるとよい。

○ 保護者

子育ての実体験を通して感じたことや最近の子育てを取り巻く環境などについて聴きました。

【主な意見】

・大人の都合で子どもの居場所がなくなっている。
・社会が大人の都合でルールを決めている。その結果、学校開放、公園でのボール遊びが出来なくなっている。そういった環境が、子どもがスマホに向かう原因となっている。
・近隣に挨拶すらしにくい風潮。近所の子どもに声かけなどしても、赤の他人と思われている。関わりにくい。
・小さい声に反応しすぎないことが大事。世の中がセンシティブすぎる。世の中に明るさが見えにくいとマイナスの意見が取り上げられやすい。子どもたちには明るい未来を見せたい。自己肯定感にもつながる。
・子育て広場たんと等は、2歳以上大きくなると行きにくい。
・子どもを気軽に預かってくれる場所がほしい。
・子育てについて相談したいが、子どもを連れて相談に行くのが大変。一歩外に出ることもハードルが高いと感じてしまう。
・公園には小さい子用のブランコや乳児用の遊ぶスペースがほしい。また、不審者の目から守れるように、子どもが着替えられる場所や子ども用トイレなどを安全な場所に整備してほしい。授乳室の仕切りもカーテンのみだと不安。
・おむつのサービスや給水スポット（ミルクを作れるようにお湯も出るもの）があるとよい。

○ 働く人

子育てと仕事の両立での課題や子育て中の人が働きやすい環境の整備などについて聴きました。

【主な意見】

・男性が育休を取得することに対して、周りの職員が否定的。
・子の病児保育について、認知度が低い。
・ベビーシッターが少ない。
・休日一時保育のように、子どもを預け、親だけの時間を取れるようにしてほしい。
・保育園は17時まで預かってもらえるところ、小学1年生になると給食もなしに帰ってくるというギャップがある。
・病児保育。市内で対応数は少ないし、事前申請が必要だと、実際には急な発熱などでは利用できない。
・「くるみん」が何か知らなかったので、知ってもらうことが大事。
・保育園に育児中の保育士が多いため、そのような環境では、「お互い様」の精神で休みを取り合ったり、フォローし合うことができるので良い。休み明けに気まずい気持ちをしないで良いのは大事。
・民間学童に預けているが、利用料も延長料金も高い。ただ、受け入れの柔軟性はあり、学級閉鎖になって公立の児童クラブに行けなくても、民間は預かってもらえる。

○ 市内子ども支援団体

地域から見える子育ての課題などについて聴きました。

【主な意見】

・学童に通っている子どもたちは両親が共働きで子どもが外で遊んだりできない。それに伴い、青少年の集まりについても、土日は家族で過ごしたいという方が増えている。

・子どもたちがだんだん外に出なくなっている。学校の終業時間も昔に比べて遅くなっており、3時過ぎから外で遊んでも、4時にチャイムが鳴ってしまう。

・児童クラブについて、長期休みの昼食提供があると大変ありがたい。夏場のお弁当も冷蔵庫がないため、保冷剤を大量に使用し、持たせている状況である。

・子どもたちの居場所として、真夏に外で遊ぶこともできず、図書館等も会話ができないため、家でゲームをするしかなくなっている。子どもが話せる場所をもっと作ってほしい。学校の空き教室等を開放してほしい。

・子どもたちの遊び場、活躍の場が確保しづらい。安全面も含め、知らない人に挨拶されたら、逃げなさいという指導になっていて、活動がしにくい。

6 パブリックコメントの実施結果

（1）実施期間

令和6年12月15日～令和7年1月21日

（2）資料の閲覧及び配布

こども・若者政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館において、計画（案）の閲覧及び計画（案）の概要版・子ども向けわかりやすい版の配布を実施し、市のホームページにおいて各資料を掲載しました。

（3）募集方法

WEB回答フォーム、電子メール、郵送、直接持参、ファクスのいずれかの方法によるこども・若者政策課への意見書の提出

（4）意見提出状況

16人 延べ37件

（5）意見の内訳

意見分類	意見件数
計画全体に関すること	１件
「第５章　子ども施策の総合的展開」に関すること	３１件
「事業一覧」に関すること	４件
その他	１件
合　計	３７件

7 関係法令等

（1）こども基本法（抜粋）

令和四年法律第七十七号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行う

とともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（都道府県こども計画等）

第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

５市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条　国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、

支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（2）相模原市子どもの権利条例

平成２７年相模原市条例第19号

目次

前文
第１章　総則(第１条・第２条)
第２章　子どもの権利(第３条－第７条)
第３章　子どもの権利の保障(第８条－第１２条)
第４章　子どもの意見表明及び参加(第１３条・第１４条)
第５章　子育て家庭への支援(第１５条・第１６条)
第６章　子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第１７条－第３０条)
第７章　子どもに関する施策の推進(第３１条・第３２条)
第８章　雑則(第３３条)
附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとになることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において「子ども」とは、１８歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

２　この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

３　この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

４　この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

５　この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

第２章　子どもの権利

（子どもの権利の保障と尊重）

第３条　この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

２　子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

３　子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

（安心して生きる権利）

第４条　子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

（１）命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

（２）愛情及び理解をもって育まれること。

（３）適切な医療が必要に応じて提供されること。

（４）いかなる理由によっても差別をされないこと。

（５）安全な環境において生活ができること。

（心身ともに豊かに育つ権利）

第５条　子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

（１）自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

（２）年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

（３）自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

（自分を守り、守られる権利）

第６条　子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

（１）いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

（２）犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

（３）自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

（４）プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

（５）困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

（地域及び社会に参加する権利）

第７条　子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

（１）自分の意見を表明すること。

（２）表明した自分の意見が尊重されること。

（３）意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。

（４）仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

第３章　子どもの権利の保障

（市の責務）

第８条　市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

２　市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

３　市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

（保護者の責務）

第９条　保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

２　保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

３　保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

４　保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

（施設関係者の責務）

第１０条　施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

２　施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

３　施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。

４　施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。

５　施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

（地域住民等の責務）

第１１条　地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

２　地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

３　地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

４　地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

（子どもの居場所の確保）

第１２条　市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

第４章　子どもの意見表明及び参加

（子どもの意見表明及び参加の機会の確保）

第１３条　市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

２　市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

（子どもへの情報発信等）

第１４条　市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第５章 子育て家庭への支援

（子育て家庭への支援）

第１５条　市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

２　市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

（配慮を必要とする子育て家庭への支援）

第１６条　市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

第６章　子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

（子どもの権利救済委員の設置）

第１７条　市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

２　救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

３　救済委員の定数は、３人以内とします。

４　救済委員の任期は、２年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期

間とします。
５　救済委員は、再任されることができます。
（解嘱）
第１８条　市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。
（兼職の禁止）
第１９条　救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。
２　救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。
（救済委員の職務）
第２０条　救済委員の職務は、次のとおりとします。
（１）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
（２）子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請（以下「是正の要請」といいます。）及び勧告（以下「是正の勧告」といいます。）を行うこと。
（３）是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。
（４）是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。
（救済委員の責務等）
第２１条　救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。
２　救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。
３　救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
（相談及び救済の申出）
第２２条　何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。
（１）市内に住所を有する子どもに関するもの
（２）市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除きます。）に関するもの（相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）
２　救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。
（調査及び調整）
第２３条　救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。
２　救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置

かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

３　救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査をすることができます。

４　救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

５　救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

（調査の対象外）

第２４条　救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

（１）判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

（２）議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

（３）救済の申出の原因となった事実のあった日から３年を経過しているとき。

（４）前条第２項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。

（５）前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

（市の機関に対する是正の要請等）

第２５条　救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

（市の機関以外のものに対する是正の要請）

第２６条　救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

（報告及び公表）

第２７条　救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

２　救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

３　救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。

（活動状況の報告）

第２８条　救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

（救済委員への協力）

第２９条　市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

２　保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

（子どもの権利相談員）

第３０条　救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

２　相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

３　第１９条及び第２１条の規定は、相談員について準用します。

第７章 子どもに関する施策の推進

（子どもに関する施策の推進）

第３１条　市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

（１）子どもの最善の利益に基づくものであること。

（２）教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

（３）保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

（子どもの権利の日）

第３２条　市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

２　さがみはら子どもの権利の日は、１１月２０日とします。

第８章　雑則

（委任）

第３３条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行します。ただし、第６章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年相模原市条例第３１号）の一部を次のように改正します。

別表第１中３６の項を３８の項とし、２７の項から３５の項までを２項ずつ繰り下げ、２６の項の次に次のように加えます。

２７	子どもの権利救済委員	日額	３０，０００円
２８	子どもの権利相談員	月額	２１２，０００円。ただし、１週につき３日を超えない勤務とされる者にあつては１４９，７００円

（3）相模原市子育て応援条例

令和７年相模原市条例第 20 号

全ての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、社会全体で子育て世代を支えていくことが求められています。また、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市には、子育てに適した環境があり、この強みを生かして子育て世代を応援することが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、子育て世代及び結婚を希望する人の応援についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにし、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（１）子ども　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある人をいいます。

（２）子育て世代　子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。

（３）市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。

（４）事業者　市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

（５）学び・育ちの施設等関係者　保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが学び、育ち、又は活動するために利用する市内の施設（以下「学び・育ちの施設」といいます。）及び学び・育ちの施設以外において子どもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

（基本理念）

第３条　子育て世代及び結婚を希望する人の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

２　子育て世代の応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

（１）子育て世代が孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第４５号）第１条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。）になることがないよう、子育て世代

を社会全体で温かく見守り、支えるものとします。

（２）市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携し、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進するものとします。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施するものとします。

２　市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働を図ることができるよう取り組むものとします。

３　市は、基本理念及び第１項の施策に係る普及啓発を行うものとします。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、子どもは未来を築く大切な存在であるとの認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て世代を温かく見守り、全ての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する子育て世代の応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

２　事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるようにするため、必要な労働環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

（学び・育ちの施設等関係者の役割）

第７条　学び・育ちの施設等関係者は、基本理念にのっとり、学び・育ちの施設が、子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

（施策）

第８条　市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

（１）子育て世代が子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをできるようにするための施策

（２）社会全体において子育て世代を応援する意識を育むための施策

（３）結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえるための施策

（４）前３号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な施策

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行します。

8 用語解説

＜あ行＞

医療的ケア　（P132　P150　P152）

医学の進歩を背景として、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）などに長期入院した後、引き続き学校や在宅等で日常的に必要とされる、人工呼吸器などの使用やたんの吸引、経管栄養などの医療的な生活援助行為のことです。

＜か行＞

確認を受けない幼稚園　（P97　P99　P100　P101　P102　P103）

施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園のことです。

合計特殊出生率　（P21）

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表したものです。

＜さ行＞

里親（P74　P153　P154）

さまざまな事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する人のことです。

私学助成　（P88　P120）

国及び地方公共団体が行う、私立の教育施設の設置者、及び、私立の教育施設に通う在学者（在学者が未成年者である場合は保護者）に対する助成のことです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）　（P12　P124）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

児童委員　（P144　P146　P158　P168　P169）

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うボランティアです。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

児童厚生施設　（P119　P163）

児童遊園、児童館といった児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設です。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）　（P48　P49　P181　P184）

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを定めています。

社会的養育　（P43　P47　P72　P74　P75　P124　P127　P129　P153）

社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。対象は全ての子どもで、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎生期から自立までが対象となります。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）　（P153）

養育者の家庭に５人又は6人の要保護児童を迎え入れ、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育を行う事業です。

児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。

青少年指導委員　（P158）

地域内における青少年活動を主としており、青少年育成の推進役として、青少年育成への地域住民の参加促進、地域の教育力の活用などコーディネート的役割を担っているボランティアです。

ソーシャルワーク　（P128　P153）

社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことです。

＜た行＞

地方単独保育施策　（P97　P99　P100　P101　P102　P103）

地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている保育施策のことで、相模原市認定保育室等が当てはまります。

等価可処分所得　（P27）

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割った所得で、世帯員の生活水準を表す指標です。

特定妊婦　（P112）

出産後の子どもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。

＜な行＞

認定こども園　（P11　P53　P54　P55　P77　P87　P89　P90　P91　P92　P97　P98　P99　P100　P101　P102　P103　P105　P121　P122　P123　P129　P131　P132　P133　P134　P147　P151　P156　P159　P168　P169　P191）

就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のことです。

認定保育室　（P131　P156）

認可外保育施設のうち、相模原市が定めた保育内容や施設基準などの条件を満たしている施設を「認定保育室」と認め、入所児童の処遇向上を図るため、市が運営費の一部を助成している施設です。

＜は行＞

パーミル　（P21　P22　P25　P26）

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルといいます。

パブリックコメント　（P5　P51　P167　P176　P180）

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続のことをいいます。

不育症　（P62　P63）

妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもをもてない状態をいいます。

不妊　（P62　P63　P140）

生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間性生活を行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない状態をいいます。

放課後子ども教室　（P56　P135）

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業です。

＜ま行＞

民生委員　（P144　P146　P158　P168　P169）

地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねているボランティアです。

＜や行＞

ヤングケアラー　（P72　P73　P112　P130　P136　P152　P159）

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のことをいいます。

さがみはら 子ども・若者応援プラン

発行者　相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課
住　所　〒252-5277　相模原市中央区中央２丁目11-15
ＴＥＬ　042-754-1111（代表）　ＦＡＸ　042-759-4395